

会社名 シュバイツェル・インベストメント株式会社

所在地 〒 102-0093 東京千代田区平河町2-4-14 平河町KSビル4階

電話 03-6261-7509 ファックス _____

HPアドレス _____

代表者代表取締役 高津 稔

金融商品取引業登録番号 関東財務局長（金商）第3044号 登録年月日 平成30年3月8日

協会会員番号 012-02820

業務開始年月 平成30年5月14日 資本金 0.2億円

作成部署 管理部 電話 03-6261-7509

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	1. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
(株) レッドマジック	100%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年7月期	0	102	▲120	▲120	58.7
2019年7月期	0	357	218.6	157.2	178.9
2018年7月期	0	26	2.7	2.1	21.7

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 8 名

②運用業務従事者数 5 名

内 ファンド・マネージャー数 1 名、平均経験年数 8 年 1 ヵ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 ヵ月

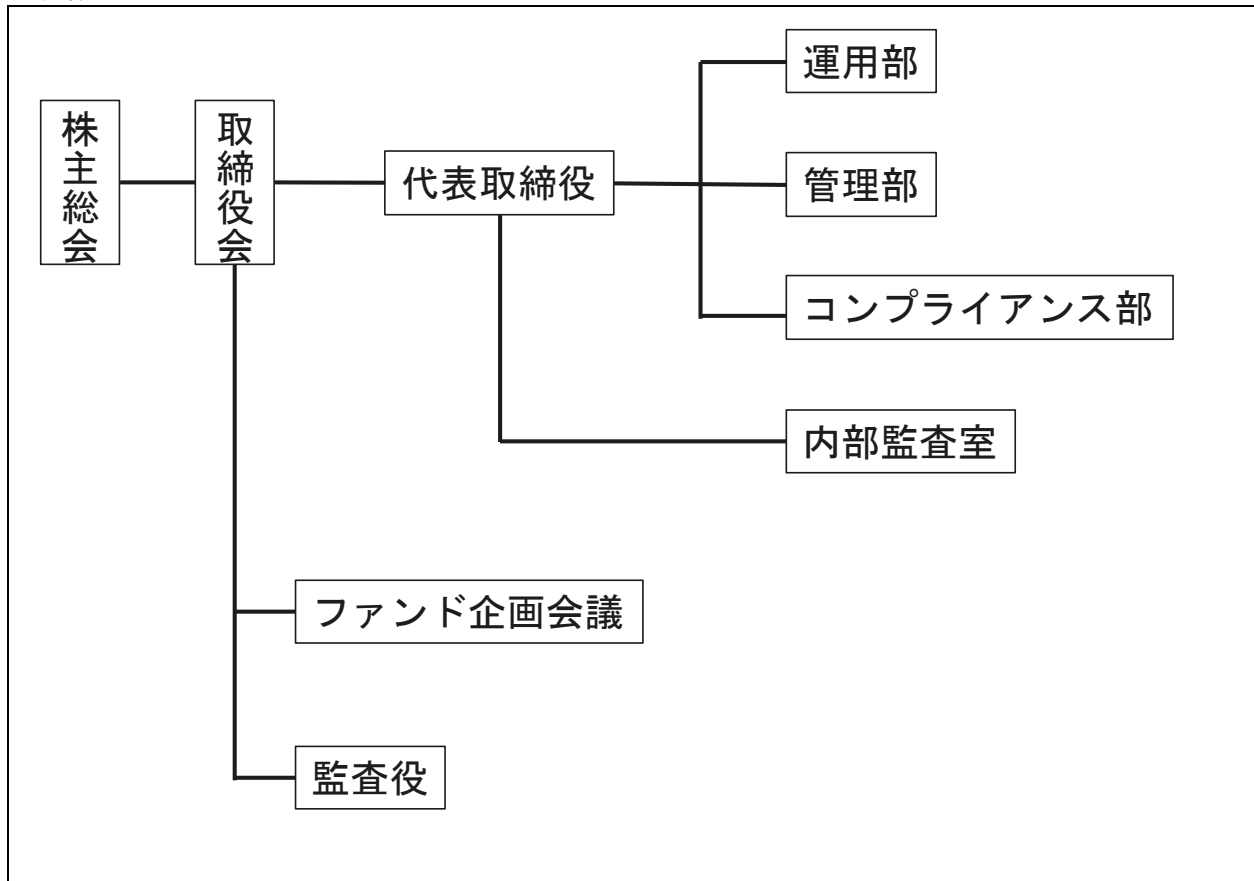
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 ヵ月

内 調査スタッフ数 3 名、平均経験年数 12 年 1 ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 2 名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2019年 8月 1日～ 2020年 7月 31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	Goldman Sachs International	43.5 %	
	SMBC Nikko Securities Ltd	20.4 %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金				
		私的年金				
		その他				
		計	0	0	0	0
	個人					
	国内 計		0	0	0	0

海外	法人	年金				
		その他	3	6,706		
		計	3	6,706	0	0
	個人					
	海外 計		3	6,706	0	0

総合計			3	6,706	0	0
-----	--	--	---	-------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	件 百万円
欧州	件 百万円
アジア	件 百万円
その他	件 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	3								
金額	6,706								

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	構成比(%)		3				
	金額		6,706				
金額	構成比(%)		100%				

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

【運用哲学】

- フェアバリューの分析
 - 綿密な市場分析や企業調査によって中長期的な業績動向を捉えることでフェアバリューを把握し、投資リターンの確保を目指します。
- マーケットの需給の分析
 - 日々のマーケットの分析により、投資タイミングなどの適切な判断をし、投資リターンの向上を狙います。

【運用スタイル】

投資戦略：日本株式ロング・ショート戦略
 投資対象：日本株式（デリバティブ含む）
 収益目標：絶対収益の確保を目指す

9. 投資に関する意思決定プロセス

1. ファンド企画会議
 ファンド企画会議において、お客様との投資一任契約や投資ガイドラインに基づき、投資手法やリスク量などを確認します。
2. 運用部
 運用部は綿密な市場分析や個別企業の調査を踏まえた上で、投資を開始します。投資後はポートフォリオの定量的、定性的なリスクモニタリングを行います。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

運用受託報酬について

当社では、お客様ごとの契約資産額や運用方法、性質などを別途個別に協議したうえで運用報酬率を取り決めさせて頂いております。詳しくは、弊社担当者にお問い合わせください。

11. その他、特記事項

該当なし。

会社名	Julius Baer Nomura Wealth Management Ltd.				
所在地	〒 105-6026 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー26階				
電話	03-5473-1600	ファックス	03-5473-1601		
	HPアドレス www.jbnwm.com/				
代表者	日本における代表者 三國屋 広和、八木 浩樹				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第875号		登録年月日	平成20年 7 月23日	
協会会員番号	012-02046				
業務開始年月	平成8年9月1日		資本金	570万スイスフラン	
作成部署	コンプライアンス部		電話	03-5473-1600	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
ジュリアス・ベア・グループ	60.00%		
野村ホールディングス株式会社	40.00%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年12月期	78	157	△219	△220	732
2019年12月期	182	226	△160	△177	643
2018年12月期	213	286	△137	△143	543

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 17 名

②運用業務従事者数 2 名

内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 17 年 0 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

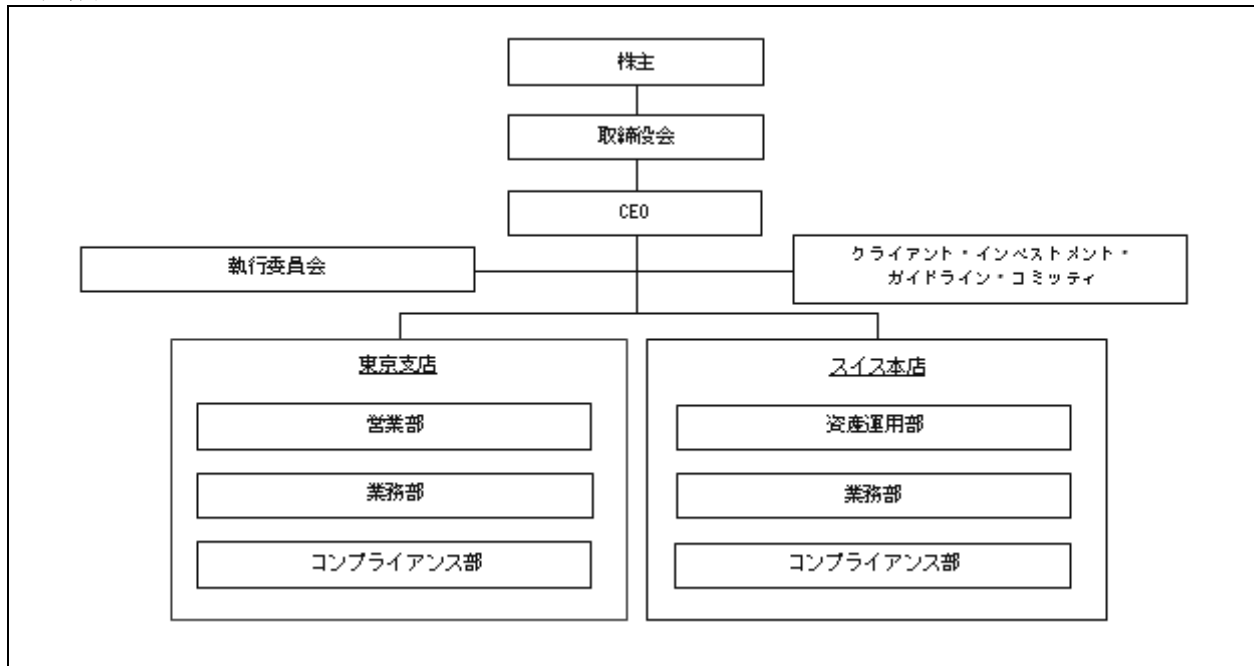
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 名、平均経験年数 年 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 1 名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年1月1日～2020年12月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	Bank Julius Baer & Co., Ltd.	92.5 %	
		%	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引	Bank Julius Baer & Co., Ltd.	92.5 %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	33	10,189	-	-
		計	33	10,189	-	-
	個人		60	16,132	-	-
	国内 計		93	26,321	-	-

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	1	1,940	-	-
		計	1	1,940	-	-
	個人				-	-
	海外 計		1	1,940	-	-

総合計			94	28,261	-	-
-----	--	--	----	--------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	2	5	-	4	11	72
金額	-	-	-	419	418	-	1,926	4,008	21,490

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	90	4	-	-	-	-
構成比(%)	95.7%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
金額	18,984	9,277	-	-	-	-
構成比(%)	67.2%	32.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

（資産運用に関する基本方針）

運用は、原則としてベンチマークを設けず絶対的リターンを目指すことを基本方針とする。運用部門責任者は、市場の変化に応じて、株式、金利、為替、その他について運用方針を決定し、顧客毎のインベストメント・ガイドラインに合うポートフォリオ調整を行う。また、顧客のリスク許容度に応じて、フィックス・インカム、インカム、バランス、キャピタル・ゲインの何れかのスタンスで運用を行うことを基本とする。

（運用の方法に関する事項）

運用は顧客との間に投資一任契約を結んで行う。契約にあたっては事前に顧客の資産・運用目的を十分に把握し、相互理解に基づいたインベストメント・ガイドラインを交わす。インベストメント・ガイドラインには、ポートフォリオタイプの指定、基本通貨の指定、投資資産の指定などを明記する。インベストメント・ガイドラインの改訂は、顧客との書面による合意をもって行う。

9. 投資に関する意思決定プロセス

運用に当たっては以下のプロセスに基づいて行う。

- 1) 運用部門責任者が、顧客の運用目的を踏まえて、通貨分散、資産配分など運用方針の決定を行う。
- 2) 運用部門は、基本的に上記の基本運用方針に基づいて意思決定を行う。具体的な資産配分に当たっては、顧客毎のインベストメント・ガイドラインに従った投資資産の選別を行う。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

運用受託報酬（投資一任契約）

運用の種類	運用標準報酬（年率％）			
	フィックス・ ト・ インカム	インカム	バランス	キャピタル・ ゲイン
	0.8	1.0	1.2	1.4

標準的な料率であり、実際の契約では、運用の種類と資産残高に応じて個別に決定します。

会社名	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社				
所在地	〒 100-0005 東京都千代田区丸の内 1 丁目 8 番 3 号				
電話	03-5293-1500	ファックス	03-5293-1230		
	HPアドレス		http://www.schroders.co.jp		
代表者	代表取締役社長 黒瀬 憲昭				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第90号		登録年月日	平成19年 9 月 30 日	
協会会員番号	010-00082				
業務開始年月	昭和61年 1 月 1 日		資本金	4.9億円	
作成部署			電話		

1. 業の種別

投資運用業	①. 法第2条第8項第12号イに係る業務 ③. 法第2条第8項第14号に係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務 4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
提携企業	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	1 London Wall Place, London, EC2Y 5AU, U.K.
提携企業	シュローダー・インベストメント・マネージメント (シンガポール) リミテッド	138 Market Street #23-01 CapitaGreen, Singapore 048946

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	100%		

4. 財務状況（直近3年度分）

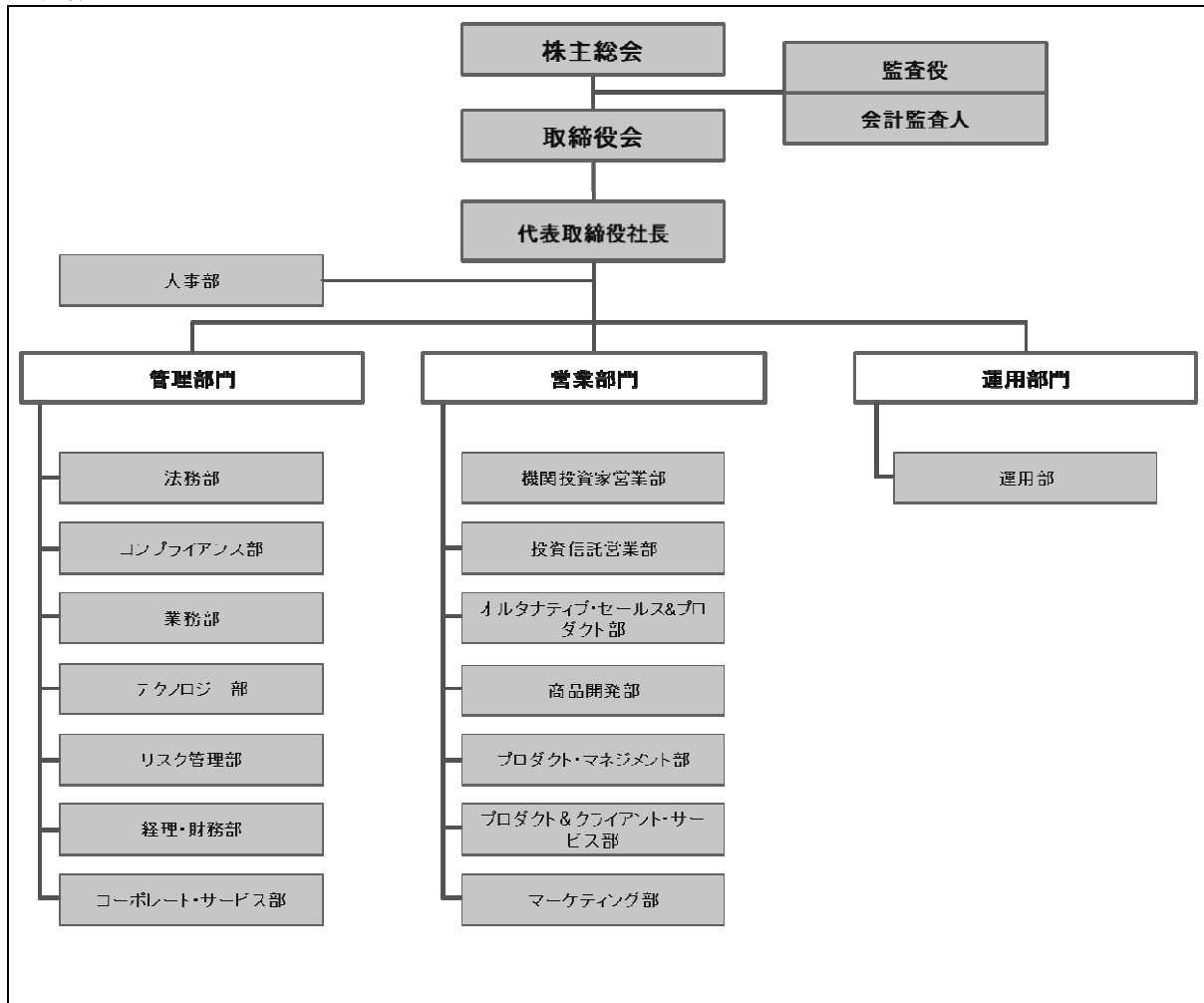
（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年12月期	3,145	7,324	206	35	1,879
2019年12月期	3,914	8,841	1,247	766	2,211
2018年12月期	5,855	11,710	2,676	1,769	2,914

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

- ①役職員総数 99 名
- ②運用業務従事者数 21 名
 内 ファンド・マネージャー数 12 名、平均経験年数 22 年 10 カ月
 内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 1 名、平均経験年数 年 カ月
 投資顧問・投信部門兼任者 12 名、平均経験年数 22 年 10 カ月
 内 調査スタッフ数 9 名、平均経験年数 24 年 2 カ月
- ③日本証券アナリスト協会検定会員数 34 名
 CFA協会認定証券アナリスト数 8 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 2020年1月1日～2020年12月31日
2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	UBS証券	79.9%	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引	シュローダー・インベストメント・マネジメント (ヨーロッパ) エス・エイ	0.3%	
		. %	
		. %	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国 内	法 人	公的年金	7	1,106,723	-	-
		私的年金	27	168,336	-	-
		その他	7	17,006	1	62,413
		計	41	1,292,065	1	62,413
	個人		-	-	-	-
	国内 計		41	1,292,065	1	62,413

海 外	法 人	年金	1	20,445	1	2,130
		その他	14	410,048	14	390,538
		計	15	430,493	15	392,668
	個人		-	-	-	-
	海外 計		15	430,493	15	392,668

総合計			56	1,722,558	16	455,081
-----	--	--	----	-----------	----	---------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、20件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	1件 20,445百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	1件 2,130百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	20	4	0	8	13	1	7	2	1
金額	880,895	15,875	0	82,210	644,798	3,597	49,081	44,572	1,530

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	構成比(%)	3	27	6	16	1	3
	金額	5.4	48.2	10.7	28.6	1.8	5.4
金額	構成比(%)	1,132	55,004	39,914	405,333	56,776	1,164,398
	構成比(%)	0.1	3.2	2.3	23.5	3.3	67.6

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

投資哲学

信念：

徹底した調査に基づく分析と規律のあるポートフォリオ構築により、超過収益を実現するシュローダーの能力：

グローバルなリサーチ体制とリスク管理に基づき、確信度の高い調査内容・見通しを市場の機会に応じて反映させたポートフォリオを構築することで、付加価値を追求する

この投資哲学に立って、弊社は次のような基本姿勢を堅持します。

中長期的視点

短期の相場変動に惑わされず、投資対象の実体価値を評価して中長期的な視点に立った投資判断を行います。

安定的運用

価格変動の予測への過度の依存を慎み、バランスの取れた分散投資を心掛けます。短期の目覚ましいパフォーマンスよりもむしろ安定的成果を目指し、これによって長期的に高いパフォーマンスを目指します。

調査機能の充実

シュローダー・グループが投資アプローチの中で重視する要素は、投資先経済及び企業についての調査分析機能です。

シュローダー・グループでは309名のファンドマネジャーとは別に257名の調査専門スタッフを世界の拠点に配し、調査活動を徹底して行っています。

2021年3月末現在

9. 投資に関する意思決定プロセス

ストラテジック・インベストメント・グループ — マルチアセット (SIGMA)

ストラテジック・インベストメント・グループ — マルチアセット (SIGMA) では、資産価格をドライブする複数のリスクプレミアムにフォーカスした調査を行います。各グループは、リスクプレミアムの動向を注視し、バリュエーション、サイクル、流動性の観点からリスクプレミアムの投資魅力度について中長期的な観点に基づいた分析を行います。

グローバル・アセット・アロケーション・コミッティー (GAAC)

SIGMAの情報・分析を受けて、グローバル・アセット・アロケーション・コミッティー (GAAC) では「ハウスビュー」としての資産配分推奨を毎月行います。GAACは、マルチアセット投資のスペシャリストで構成される独立した小グループであり、資産クラスの選好とそれら確信度等を含む「ハウスビュー」に対する責任を負います。GAACでの決定事項は議事録にまとめられ、シュローダー・グループのイントラネット上に速やかに掲載されます。

各プロダクトの運用

SIGMA、GAACのアウトプットをグループ共通の参照情報としながら、各運用チームがそれぞれ運用プロダクトにおける投資方針を決定します。株式、債券、マルチアセットやプライベート・アセットなど幅広い資産クラスの運用プロダクトは、いずれも徹底的な調査と規律あるポートフォリオ構築により運用されています。

なお、シュローダー・グループの運用プロダクトについては、2020年末までに社内認証制度に基づくESGインテグレーションを完了しています。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資顧問報酬（投資一任契約）

以下を基準とし、資産種目の組み合わせ等に応じ個別に協議させていただきます。

対象資産額* (億円)	年間投資顧問料率 (%) <いずれも税抜き>				
	国内株式	国内株式 (中小型)	国内債券	外国株式	外国債券
～ 10	0.75	0.80	0.40	0.90	0.50
10 ～ 50	0.70	0.75	0.35	0.80	0.40
50 ～	0.60	0.65	0.25	0.70	0.30
最低報酬額	1,000万円<税抜き>				

*最低受託額の設定は行っておりません。

- 1) 上記、手数料体系に基づき、お預かりする資産の組み合わせおよび配分に応じて、投資顧問手数料を調整します。
- 2) 弊社および弊社グループ企業が運用する投資信託またはオフショアファンドが利用可能な資産クラスについては、それらの組入れを原則とします。
 上述2)のファンドに係る運用手数料等は弊社が申し受ける上述1)の投資顧問手数料から控除するものとします。

11. その他、特記事項

シュローダー・グループについて

弊社は、英国ロンドンを本拠地とするシュローダー・グループの日本法人です。

シュローダー・グループは、マーチャントバンク、J・ヘンリー・シュローダー（1804年設立）を母体として設立された独立系金融グループです。持ち株会社シュローダー plcは、前身であるシュローダーズ・リミテッドが1959年に株式公開をして以来、ロンドン証券取引所に上場しています。



217年

伝統と革新

1804年、ロンドンで創業。
英国屈指の独立系資産運用グループです。



151年

日本との深い結びつき

1870年(明治3年)、
日本初の鉄道敷設の資金調達に貢献しました。



81兆円

欧州最大級の運用資産総額

世界中の投資家のみなさまに
様々な投資ソリューションを提供しています。



47年

日本に根差したサービス

1974年、東京に事務所を開設。
グローバルな投資機会を提供しています。



37拠点

世界の従業員が情報連携

世界に展開する5,500名の従業員が連携し
より良い資産運用サービスの提供に努めています。

2020年12月末現在(営業日)の数字です。2020年12月末現在(営業日)の数字です。
*5,744名(営業日)の数字です。*5,744名(営業日)の数字です。

会社名 Schonfeld Strategic Advisors (Japan) Pte. Ltd.

所在地 〒 104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号京橋エドグラン26階

電話 03-6748-1531 ファックス _____

HPアドレス _____

代表者 菅原貴道

金融商品取引業登録番号 関東財務局長（金商）第3253号 登録年月日 2021年5月21日

協会会員番号 012-02937

業務開始年月 2021年6月16日 資本金 600,000米ドル

作成部署 コンプライアンス部 電話 03-6748-1531

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
Schonfeld Strategic Advisors LLC	100%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年12月期		83	4	1	1
年 月 期					
年 月 期					

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 8名

②運用業務従事者数 名

内 ファンド・マネージャー数 名、平均経験年数 年 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

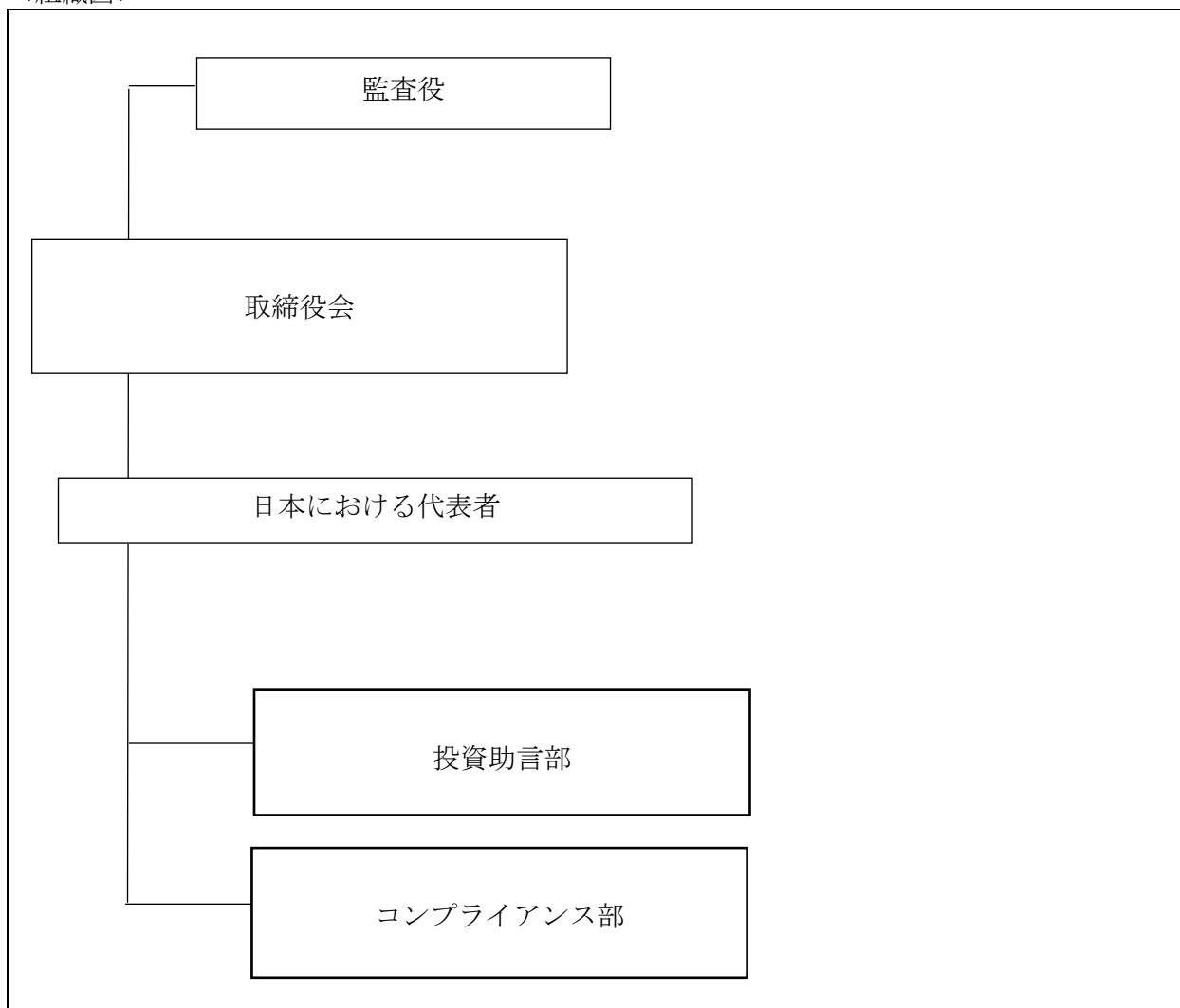
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 名、平均経験年数 年 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 2名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 年 月 日～ 年 月 日 該当期間なし

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る

取引総額の10%以上である法人

- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

① 契約資産状況（2021年3月末現在）（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人		-	-	-	-
	国内 計		0	0	0	0

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人		-	-	-	-
	海外 計		0	0	0	0

総合計			0	0	0	0
-----	--	--	---	---	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0 件。

② 海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③ 投資対象別運用状況（2021年3月末現在）（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④ 契約規模別分布状況（2021年3月末現在）（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	件数	-	-	-	-	-	-
	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金額	金額	-	-	-	-	-	-
	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

Schonfeld Strategic Advisors LLC（「Schonfeld」）は、クオンツ、ファンダメンタルエクイティおよびタクティカルトレーディング戦略において、主に排他的または半排他的に、内部およびパートナーのポートフォリオマネージャーが資本を投資するマルチマネージャープラットフォームです。 Schonfeldは、グローバルポートフォリオマネージャーに自律性、柔軟性、およびサポートを提供して、ビジネスの価値を最大化できるようにするための独自のシステムを創出しています。 Schonfeldのポートフォリオのエクスポートは、北米、南米、ヨーロッパ、アジア、および複数のアセットクラスとプロダクツに渡っています。

9. 投資に関する意思決定プロセス

ポートフォリオマネージャーは、調査を実施し、投資の意思決定を行い、香港にあるSchonfeldのトレーディングデスクに執行の指示を送ります。取引執行、注文管理、および関連する取引管理機能は、世界中の当社の関連会社のトレーディングチームによってサポートされています。コンプライアンスオフィサーは、関連法規の遵守を確保するために、取引関連の活動を監督する責任があります。またコンプライアンスオフィサーは、ポートフォリオマネージャーによるSchonfeldグループのコンプライアンスポリシーの遵守をモニタリングします。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

当社の顧客は、全て当社の関連会社です。

当社は、提供する投資一任サービス、投資助言サービスに対して、「コストプラス」の計算方法に基づいて決定される報酬を、顧客から受け取ります。この方法では、報酬は、（i）当該期間中に日本で投資一任業務および投資助言業務に関連して発生した全ての費用の合計額に、（ii）特定の運営費用の一定のマージン率（様々な要因に応じて随時変更される可能性があります）を加えた金額として決定されます。

11. その他、特記事項

会社名	シルク・キャピタル株式会社				
所在地	〒 102-0083 東京都千代田区麹町3-1 Kojimachi Terrace 10階				
電話	03-6885-6390	ファックス			
	HPアドレス				
代表者	代表取締役兼投資運用部長 衣畑 秀樹				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長（金商）第3195号		登録年月日	2020年6月8日	
協会会員番号	012-02903				
業務開始年月	2020年9月		資本金	107,500千円	
作成部署	コンプライアンス部		電話	03-6885-6390	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	1. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
衣畑秀樹	100%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年11月期	2	△72	△73	△73	68
2019年11月期	-	-	△4	△4	96
年 月期					

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 7名

②運用業務従事者数 3名

内 ファンド・マネージャー数 1名、平均経験年数 26年 0ヵ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 ヵ月

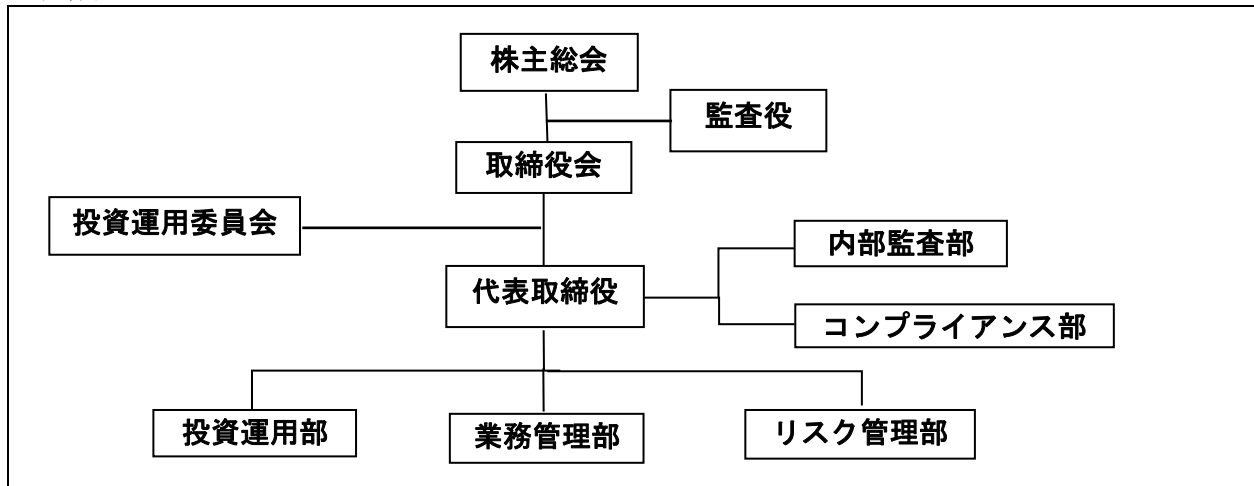
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 ヵ月

内 調査スタッフ数 2名、平均経験年数 12年 0ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年9月1日～ 2020年11月30日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	Morgan Stanley & Co. International Plc	44.51 %	
	SMBC Nikko Securities (Hong Kong) Limited	24.73 %	
	Goldman Sachs International	24.60 %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金				
		私的年金				
		その他				
		計	-	-	-	-
	個人					
	国内 計		-	-	-	-

海外	法人	年金				
		その他	1	4,778		
		計	1	4,778	-	-
	個人					
	海外 計		1	4,778	-	-

総合計			1	4,778	-	-
-----	--	--	---	-------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、__件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	-件 -百万円
欧州	-件 -百万円
アジア	-件 -百万円
その他	-件 -百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	1								
金額	4,778								

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	構成比(%)		1				
	金額		4,778				
金額	構成比(%)		100.0%				

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

【投資哲学】

当社の投資哲学は、綿密なファンダメンタルかつボトム・アップリサーチに基づき、日本の株式市場において、当社独自のユニークな投資アイデアに基づく銘柄発掘であります。

【運用スタイル】

我々の運用スタイルは、日本市場に特化したロング・ショート・ファンダメンタル・ストラテジーで、比較的集中し、バランスのとれたポートフォリオを長期的に運用することを目指します。投資元本を守るために、市場動向に対して耐性のあるリスク・マネジメントを実施し、上昇機会を逃さず、アルファ投資によるリターンを継続的に創出することを目指します。

9. 投資に関する意思決定プロセス

投資運用部が週次で行う投資アイデアに関する会議に加え、投資運用部員およびリスク担当取締役が出席し、月次で開催する投資運用委員会において、総合的に投資方針を議論し、決定する。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資一任契約に係る報酬額は、契約資産額 に一定の料率を乗じた運用管理報酬と、運用成果に基づく成功報酬からなります。

11. その他、特記事項

【会社沿革】

2019年6月： 会社設立
2020年6月： 金融商品取引業（投資運用業）登録
2020年9月： 資産運用開始

会社名	しんきんアセットマネジメント投信株式会社				
所在地	〒 104-0031 東京都中央区京橋 3-8-1 信用金庫会館 京橋別館				
電話	03-5524-8161	ファックス	03-5524-8191		
	HPアドレス		https://www.skam.co.jp		
代表者	代表取締役社長 花岡 隆司				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第338号		登録年月日	2007年 9 月30日	
協会会員番号	第011-00503号				
業務開始年月	1991年 4 月		資本金	2 億円	
作成部署	企画総務部		電話	03-5524-8161	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
なし		

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
信金中央金庫	100%		%
	%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年3月期	99	5,224	960	657	6,570
2020年3月期	132	5,805	1,313	904	5,912
2019年3月期	192	5,394	1,180	819	5,007

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 72 名

②運用業務従事者数 23.6 名

内 ファンド・マネージャー数 15 名、平均経験年数 18 年 0 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 0 名、平均経験年数 ー 年 ー カ月

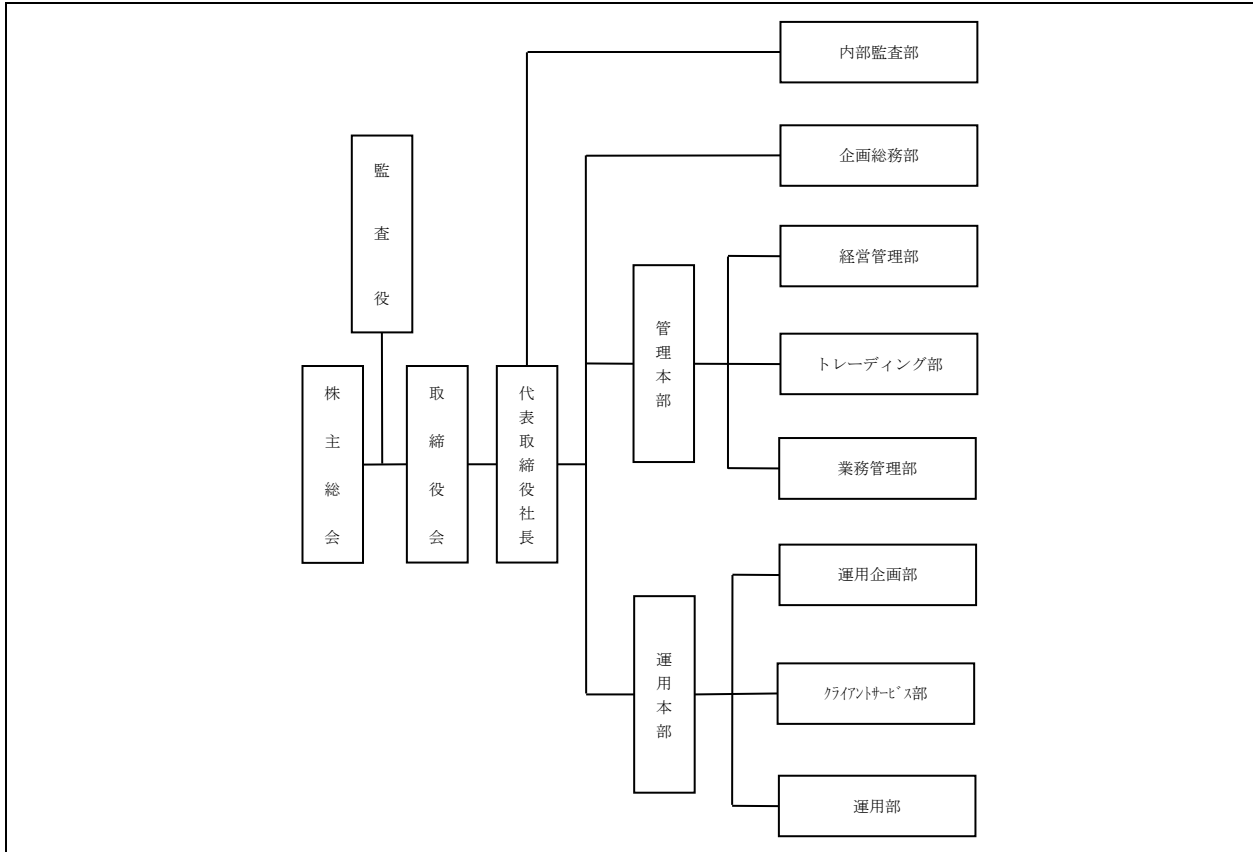
投資顧問・投信部門兼任者 5 名、平均経験年数 19 年 11 カ月

内 調査スタッフ数 3 名、平均経験年数 13 年 3 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 18 名

CFA協会認定証券アナリスト数 1 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年4月1日～2021年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する法人との取引	該当なし	. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	みずほ銀行	19.3%	
	ステートストリート銀行	18.1%	
	三菱UFJ銀行	13.3%	
	パークレイズ銀行	10.6%	
	みずほ証券	10.1%	
下記③に該当する法人との取引	該当なし	. %	
		. %	
		. %	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国 内	法 人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	2	13,196	-	-
		その他	3	60,000	-	-
		計	5	73,196	-	-
	個人		-	-	-	-
	国内 計		5	73,196	-	-

海 外	法 人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	-	-	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		-	-	-	-

総合計			5	73,196	-	-
-----	--	--	---	--------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	2	-	1	-	-	-	-	-	2
金額	13,196	-	20,000	-	-	-	-	-	40,000

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

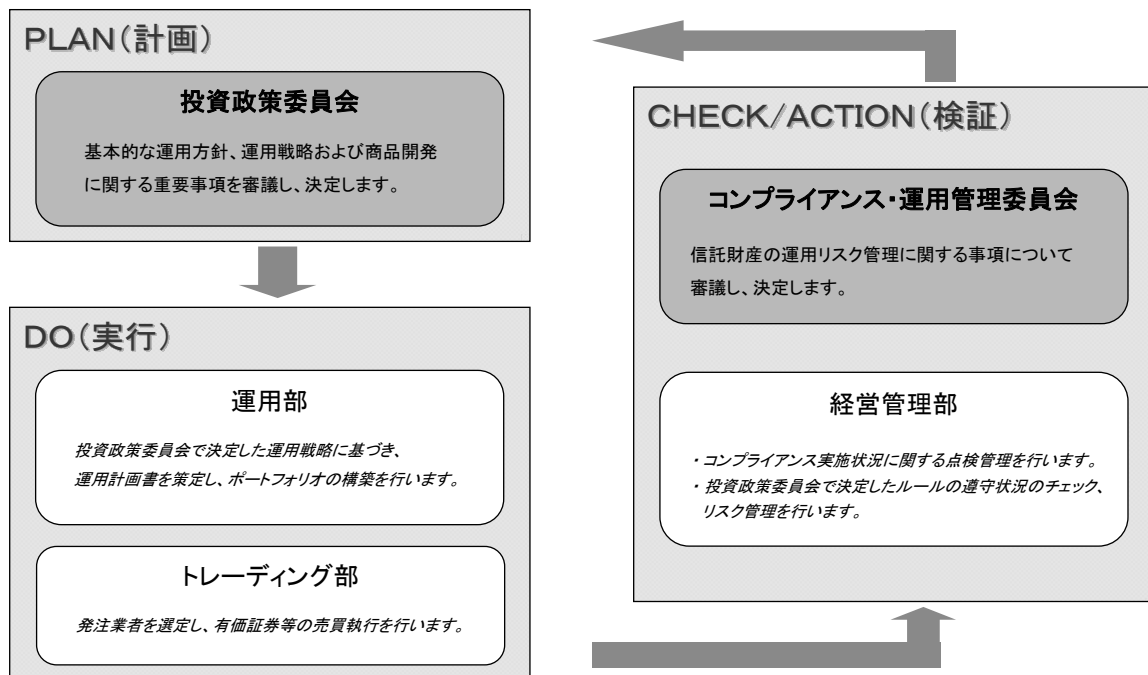
	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	-	1	1	3	-	-
構成比(%)	-	20.0%	20.0%	60.0%	-	-
金額	-	4,108	9,088	60,000	-	-
構成比(%)	-	5.6%	12.4%	82.0%	-	-

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

- (1) 中長期的な運用の重視
運用は、分散投資を基本とし、ファンダメンタルズの調査・分析に基づく投資判断により、中長期的な資産価値の増大を図ることを重視しています。
- (2) 運用の一貫性・継続性の確保
運用の実践にあたっては、プロセスやポートフォリオのモニタリング、リスク分析および結果検証など運用に係るPDCAを徹底し、一貫性・継続性を確保します。
- (3) 積極的な情報開示
運用内容については、明確で分かり易く、透明性の高い情報開示を積極的に行います。

9. 投資に関する意思決定プロセス

<概念図>



10. 運用受託報酬・投資助言報酬

<定額型料率>

運用受託報酬は、契約資産額または期初の正味資産額に下記料率を乗じた金額とし、1年分を前払いでお支払いいただきます。

運用対象区分	金額区分および料率（年）	
株式運用型 外債運用型	5億円までの部分	0.370%（税抜）
	5億円超10億円までの部分	0.280%（税抜） 加算
	10億円超20億円までの部分	0.230%（税抜） 加算
	20億円超30億円までの部分	0.200%（税抜） 加算
	30億円超50億円までの部分	0.180%（税抜） 加算
	50億円超100億円までの部分	0.140%（税抜） 加算
	100億円超の部分	0.120%（税抜） 加算
債券運用型	0.200%（税抜）を乗じた額	
複合（アセットミックス）運用型	5億円までの部分	0.370%（税抜）
	5億円超10億円までの部分	0.280%（税抜） 加算
	10億円超20億円までの部分	0.230%（税抜） 加算
	20億円超30億円までの部分	0.200%（税抜） 加算
	30億円超50億円までの部分	0.180%（税抜） 加算
	50億円超100億円までの部分	0.140%（税抜） 加算
	100億円超の部分	0.120%（税抜） 加算

（注）（1）最小契約資産額は、1億円とします。

（2）運用対象区分の適用にあたっては、お客様の投資基準により次によることとします。

イ．株式運用型

株式（新株予約権証券を含む）・新株予約権付社債の組入れが資産額の50%以上の場合。

- ロ. 外債運用型
円ヘッジ付外貨建債券および先物為替予約の組入れが資産額の60%以上の場合。
- ハ. 国内債券型
国内債券のみで運用する場合。
- ニ. 複合（アセットミックス）運用型
株式（新株予約権証券を含む）・新株予約権付社債の組入れが資産額の50%未満の場合。
- (3) 上記運用受託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）を加味しない料率（税抜）で表示しております。
- (4) 契約資産の性質及び運用方法等によりお客様と協議の上、上記料率と異なる料率を取り決めることがあります。
- (5) 上記運用対象区分には、有価証券先物、有価証券指数等先物、及び有価証券オプション取引等が含まれます。

＜実績連動型料率＞

運用受託報酬のうち固定報酬は、契約資産額または期初の正味資産額に下記Ⅰの固定報酬の料率を乗じた金額とし、1年分を前払でお支払いいただきます。

また、実績報酬は、単年度収益率が1%を超えた場合その超過分に対し、下記Ⅱの実績報酬の料率に応じた金額とし、後払いでお支払いいただきます。

Ⅰ. 固定報酬料率

運用対象区分	金額区分および料率（年）	
株式運用型 外債運用型	5億円までの部分	0.250%（税抜）
	5億円超10億円までの部分	0.180%（税抜） 加算
	10億円超20億円までの部分	0.130%（税抜） 加算
	20億円超30億円までの部分	0.110%（税抜） 加算
	30億円超50億円までの部分	0.100%（税抜） 加算
	50億円超100億円までの部分	0.090%（税抜） 加算
	100億円超の部分	0.090%（税抜） 加算
複合（アセットミックス）運用型	5億円までの部分	0.250%（税抜）
	5億円超10億円までの部分	0.180%（税抜） 加算
	10億円超20億円までの部分	0.130%（税抜） 加算
	20億円超30億円までの部分	0.110%（税抜） 加算
	30億円超50億円までの部分	0.100%（税抜） 加算
	50億円超100億円までの部分	0.090%（税抜） 加算
	100億円超の部分	0.090%（税抜） 加算

Ⅱ. 実績報酬料率

実績報酬率	単年度収益率	掛け目
(単年度収益率－1%) × 掛け目	1%超 ～ 3%の場合	5%（税抜）
	3%超 ～ 5%の場合	6%（税抜）
	5%超 ～ 7%の場合	7%（税抜）
	7%超 ～ 10%の場合	8%（税抜）
	10%超の場合	9%（税抜）

(注) (1) 最小契約資産額は、1億円とします。

(2) 運用対象区分の適用にあたっては、お客様の投資基準により次によることとします。

イ. 株式運用型

株式（新株予約権証券を含む）・新株予約権付社債の組入れが資産額の50%以上の場合。

ロ. 外債運用型

円ヘッジ付外貨建債券および先物為替予約の組入れが資産額の60%以上の場合。

ハ. 国内債券型

国内債券のみで運用する場合。

ニ. 複合（アセットミックス）運用型

株式（新株予約権証券を含む）・新株予約権付社債の組入れが資産額の50%未満の場合。

(3) 上記運用受託報酬（実績報酬部分の「掛け目」を含む）は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）を加味しない料率（税抜）で表示しております。

(4) 契約資産の性質及び運用方法等によりお客様と協議の上、上記料率と異なる料率を取り決めることがあります。

(5) 上記運用対象区分には、有価証券先物、有価証券指数等先物、及び有価証券オプション取引等が含まれます。

11. その他、特記事項

- 当社は、信用金庫業界に資金運用の専門機関を設立する機運が高まる中、信用金庫の多様化、高度化する資金運用ニーズに資することを目的に、「全信連投資顧問株式会社」として1990年12月に設立され、1991年4月より投資顧問業務を開始しました。その後、1992年4月より投資一任契約に係る業務の取扱いを開始いたしました。
金融機関における投信商品の窓販業務が解禁されたことに合わせて、1998年11月名称を「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に変更し、1998年12月より、投資信託委託業務を開始いたしました。また、信用金庫の投信窓販支援および投資信託の商品開発・提供の強化を目的として、2017年8月に第二種金融商品取引業を登録し、同年10月より業務を開始いたしました。
- 1998年11月から信金中央金庫の100%子会社となりました。
- 当社は、中・長期的に安定した収益確保を目指し、堅実な資産運用を行っています。
また、お客様のニーズ、ご要望を最重視し、お客様とのコミュニケーションを緊密に行っています。

会社名	新生インベストメント・マネジメント株式会社				
所在地	〒 103-0022 東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号				
電話	03-6880-6400	ファックス	03-6880-9780		
	HPアドレス		http://www.shinsei-investment.com		
代表者	代表取締役社長 平井 治子				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第340号		登録年月日	2007年9月30日	
協会会員番号	011-01067				
業務開始年月	2003年4月1日		資本金	4.95億円	
作成部署	法務コンプライアンス部		電話	03-6880-6401	

1. 業の種別

投資運用業	①. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
	該当なし	

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
株式会社新生銀行	100.0%		%
以下余白	%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年3月期	60	1,466	16	8	990
2020年3月期	46	1,484	56	36	982
2019年3月期	39	1,535	67	44	945

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 25 名

②運用業務従事者数 6 名

内 ファンド・マネージャー数 5 名、平均経験年数 6 年 5 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

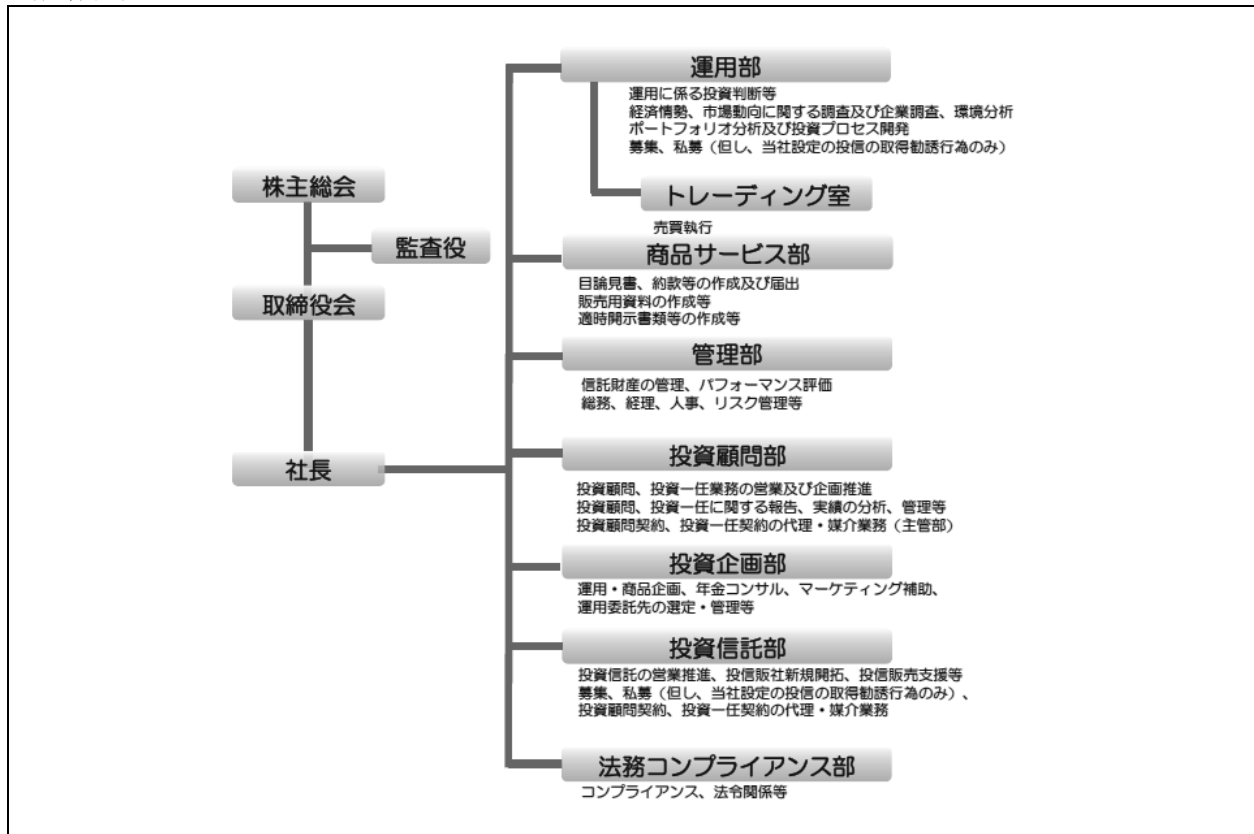
投資顧問・投信部門兼任者 5 名、平均経験年数 6 年 5 カ月

内 調査スタッフ数 0 名、平均経験年数 年 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 8 名

CFA協会認定証券アナリスト数 1 名

〈組織図〉



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年4月1日～2021年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する法人との取引	該当なし	. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	U.S. Bank Global Fund Services (Ireland) Limited	17.4%	
	State Street Cayman Trust Company, Ltd.	10.8%	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引	該当なし	. %	
		. %	
		. %	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	20	22,974	-	-
		その他	4	2,805	-	-
		計	24	25,779	0	0
	個人		-	-	-	-
	国内 計		24	25,779	0	0

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人		-	-	-	-
	海外 計		0	0	0	0

総合計			24	25,779	0	0
-----	--	--	----	--------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	1	-	-	6	9	1	-	7
金額	-	2,962	-	-	6,601	5,547	1,790	-	8,879

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	16	8	-	-	-	-
構成比(%)	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
金額	8,345	17,434	-	-	-	-
構成比(%)	32.4	67.6	0.0	0.0	0.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

■ 投資哲学

(1) 投資家の視点にたった運用

ベンチマークをアウトパフォームすることを目指す運用（アクティブ運用）やインデックス運用（パッシブ運用）といった、伝統的なロング・オンリーの運用にとらわれることなく、「投資の本来の目的は、投資家の資産価値の拡大にある」というトータル・リターン観の観点に立った資産運用を行います。

(2) 投資家ニーズの尊重

当社では、新生銀行グループ独自のネットワークを活用しながら投資家のニーズに合う運用戦略、運用手法をグローバルに収集、選定し、投資家に提案してまいります。また、投資家の皆様と運用マネージャーとの橋渡し役として、質の高い情報提供サービスを投資家に提供してまいります。

■ 運用スタイル

(1) 伝統分野にとらわれない運用

当社では、自社の運用手法、運用スタイルといった制約を設けず、伝統分野にとらわれない特色のある運用戦略、運用手法を提供する運用機関やそのポートフォリオを分析、評価し、投資家のニーズにあったポートフォリオとして提案、運用しています。

(2) 綿密なデューデリジェンス

当社では運用機関やそのポートフォリオを“選定”する能力を重視しており、定性・定量両面から綿密な評価（デューデリジェンス）を行っています。

9. 投資に関する意思決定プロセス

■ 当社の運用体制は、運用についての最終的な責任を負う投資政策委員会及び、運用リスクを含めたリスク管理についての最終的な責任を負うリスク管理委員会により構成されています。

■ 投資政策委員会

投資政策委員会は、代表取締役社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、投資顧問部長、投資企画部長、コンプライアンス・オフィサー等によって構成され、運用部長が召集を行い、原則として月に1回開催され、運用に関わる基本事項及び関連事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として運営されています。具体的には、運用計画及び運用計画の変更の承認を行うとともに、運用状況及び実績等について報告を受けて必要な指示を行います。

■ リスク管理委員会

リスク管理委員会は、代表取締役社長、取締役（非常勤取締役を除く）、コンプライアンス・オフィサー、運用部長、管理部長、投資顧問部長、投資企画部長等によって構成され、社長が召集を行い、原則として月に1回開催され、運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等について報告を受けて、必要な指示を行います。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

■ 基本報酬は運用スタイルや組入資産の種類、契約資産規模等に応じて個別協議の上、決定致します。

- 運用受託報酬は、運用対象資産の時価評価額等に一定の料率を乗じた金額（別途消費税）による定率方式を基本とし、成功報酬方式を併用する場合は、運用対象資産の時価評価額等の増加額に一定の料率を乗じた金額（別途消費税）を基本とします。
- 投資助言報酬は、助言対象資産の時価評価額に一定の料率を乗じた金額（別途消費税）による定率方式、または事前に定めた一定額（別途消費税）による定額方式を基本とします。

11. その他、特記事項

- 当社は、2001年12月17日に設立、2003年4月1日より新生銀行100%出資の投資顧問業者および投資信託委託業者として営業を開始しました。
- 従来の伝統的な運用スタイル、運用手法にとらわれることなく、投資家の皆様のニーズに最も合致した商品を提供してゆく特色のある運用会社を目指してまいります。
- 経営理念(Mission Statement)
私たちは、3つの経営理念のもと、お客様とともに成長し、社会に貢献することを誓います。
 1. 創造力あふれる運用商品を提供します。
世界中から独自に運用会社を選定し、魅力的な運用商品を開発します。
 2. 質の高いサービスを提供します。
お客様に満足していただけるように、運用商品に関する密度の高いコミュニケーションを行います。
 3. 社会から信頼される会社であり続けます。
常に高い倫理観とコンプライアンス意識を持って行動します。
- 2017年6月23日に「顧客本位の業務運営に関する取組方針」と「アクションプラン」を公表いたしました。詳しくは以下のリンク先をご覧ください。
<http://www.shinsei-investment.com/company/index.html>

会社名	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社				
所在地	〒 100-6527 東京都千代田区丸の内 1-5-1				
電話	03-5208-5211	ファックス	03-5208-5233		
		HPアドレス	http://www.simplexasset.com/		
代表者	代表取締役社長 水嶋 浩雅				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第341号		登録年月日	平成19年 9 月30日	
協会会員番号	011-00903				
業務開始年月	平成11年11月15日		資本金	3億7千万円	
作成部署	クライアント・サービス本部		電話	03-5208-5232	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
グループ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント(ホンコン)カンパニー・リミテッド	Unit3301A, 33rd Floor, Tower1, Lippo Center, 89 Queensway, Hong Kong.
グループ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	Portcullis Chambers, 4 th Floor Ellen Skelton Building, 3076 Sir Francis Drake Highway, Road Town, Tortola, British Virgin Islands, VG1110

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	100.0%		

4. 財務状況(直近3年度分)

(単位:百万円)

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年3月期	3,748	9,770	5,207	3,699	5,102
2020年3月期	2,747	5,312	1,446	1,041	2,248
2019年3月期	1,418	4,469	857	645	2,209

5. 組織(証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載)

①役職員総数 43名

②運用業務従事者数 17名

内 ファンド・マネージャー数 10名、平均経験年数 9年 8ヵ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 ヵ月

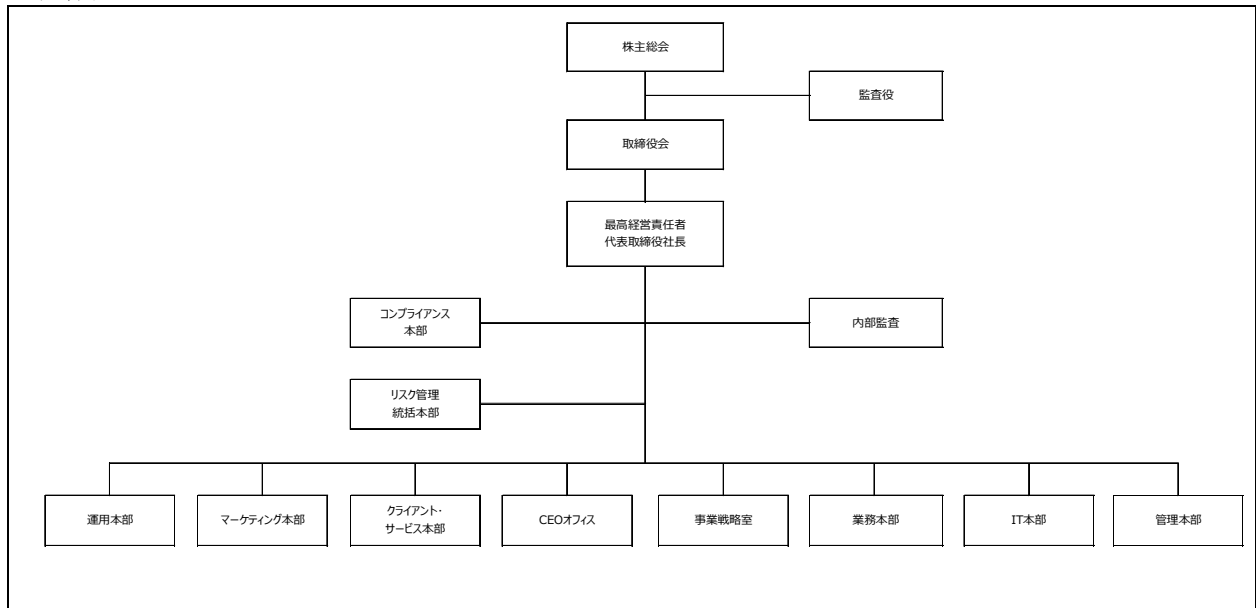
投資顧問・投信部門兼任者 10名、平均経験年数 9年 8ヵ月

内 調査スタッフ数 4名、平均経験年数 3年 11ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 9名

CFA協会認定証券アナリスト数 2名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年4月1日～2021年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	モルガン・スタンレー証券	63.3%	
	MUFG Alternative Fund Services (Cayman) Limited	10.6%	
		%	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	13	59,189	-	-
		その他	3	71,638	1	100
		計	16	130,827	1	100
	個人		-	-	-	-
	国内 計		16	130,827	1	100

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	7	162,602	-	-
		計	7	162,602	0	0
	個人		-	-	-	-
	海外 計		7	162,602	0	0

総合計			23	293,429	1	100
-----	--	--	----	---------	---	-----

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、1 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

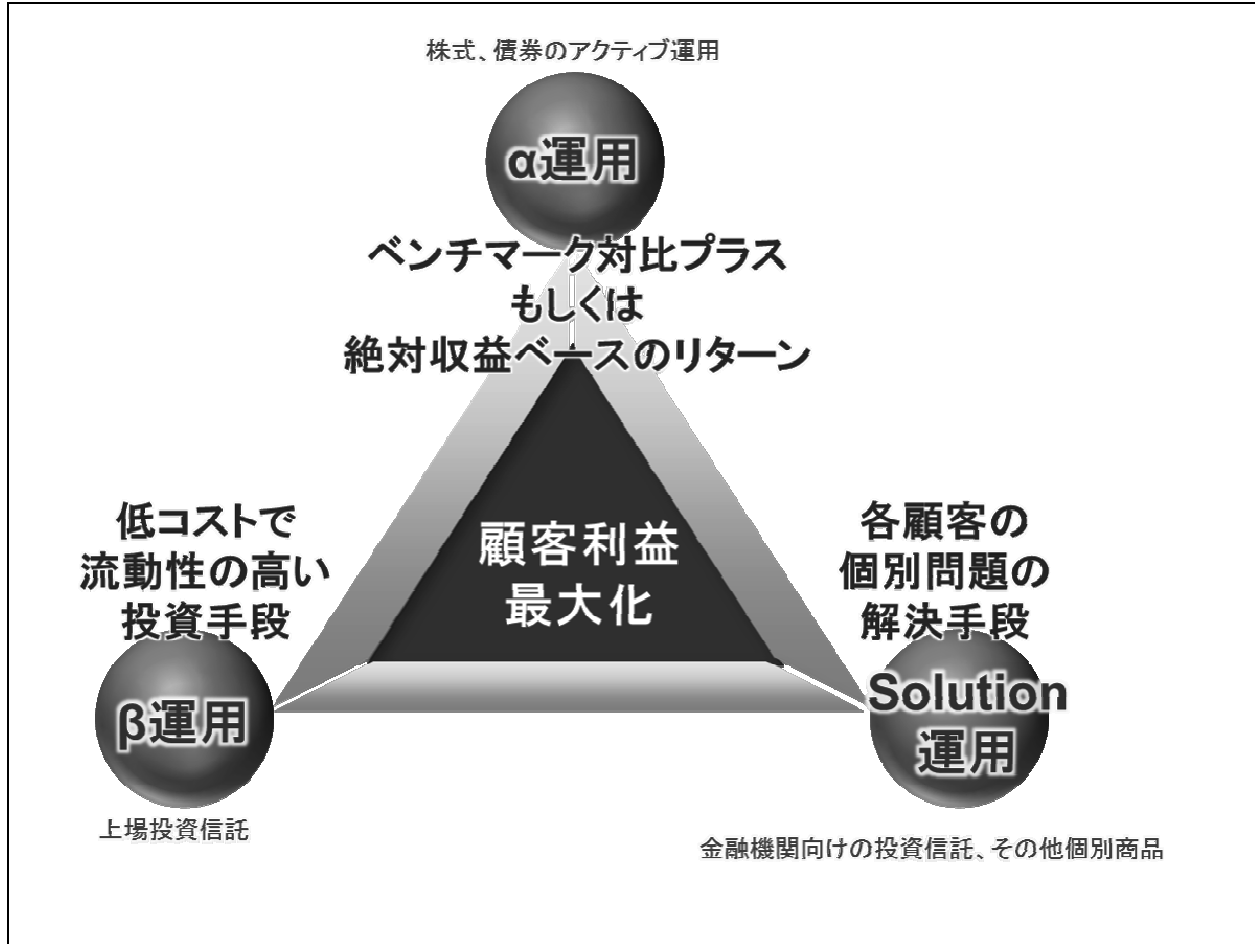
	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	6	-	15	-	2	-	-	-	-
金額	144,633	-	64,082	-	84,714	-	-	-	-

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

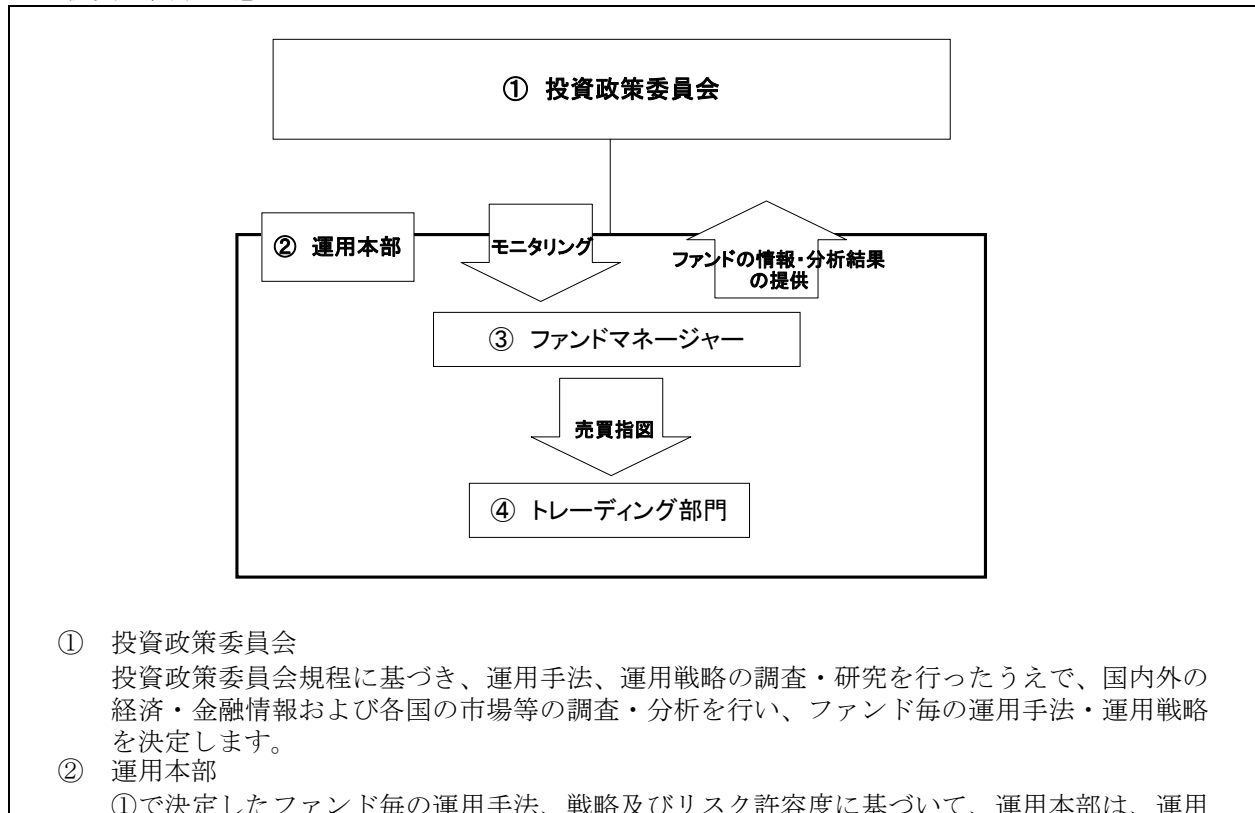
（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	5	7	4	5	2	-
構成比(%)	21.7	30.4	17.4	21.7	8.7	0.0
金額	2,781	21,108	30,784	86,056	152,700	-
構成比(%)	0.9	7.2	10.5	29.3	52.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）



9. 投資に関する意思決定プロセス



- ③ 計画を決定します。
ファンド・マネージャー
運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
- ④ トレーディング部門
ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。
- ＊ 投資政策委員会の構成員は、17名程度、運用本部は、14名程度、トレーディング部門は、3名程度で構成されています。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資一任契約及び投資助言契約に係る業務の報酬体系

- 投資一任契約に係る報酬体系
- ◇ 原則として、契約資産残高に応じて、下記の標準報酬料率を適用します。報酬に係る消費税は顧客の負担となります。
- | (契約資産残高) | (年間報酬料率) |
|-----------------|----------|
| 10億円以下の部分 | 2. 0% |
| 10億円超50億円以下の部分 | 1. 75% |
| 50億円超100億円以下の部分 | 1. 5% |
| 100億円超の部分 | 1. 0% |
- ◇ ただし、運用戦略、投資対象商品、運用資産規模等により、標準報酬料率を適用せず、顧客と個別に協議の上、決定する場合があります。
- ◇ また、成功報酬を設定する場合があります。
- ◇ なお、当社又は当社グループのファンドを組み入れる場合には、ファンドで徴収される報酬を勘案した報酬体系を適用する場合があります。
- 投資助言契約に係る報酬体系
- ◇ 投資助言サービスの内容によって、顧客と個別に協議の上、決定します。

11. その他、特記事項

会社名 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

所在地 〒 105-6325 東京都港区虎ノ門1丁目23番1号

電話 03-4530-7380 ファックス 03-4530-7364

HPアドレス http://www.ssga.com

代表者 代表取締役社長 高村 孝

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第345号 登録年月日 平成19年9月30日

協会会員番号 011-00779

業務開始年月 平成10年10月1日 資本金 3.1 億円

作成部署 電 話 03-4530-7409

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	100%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年3月期	2,871	5,418	815	479	6,510
2020年3月期	2,907	5,366	929	533	6,563
2019年3月期	2,367	4,723	765	490	6,519

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 107 名

②運用業務従事者数 12 名

内 ファンド・マネージャー数 11 名、平均経験年数 19 年 1 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

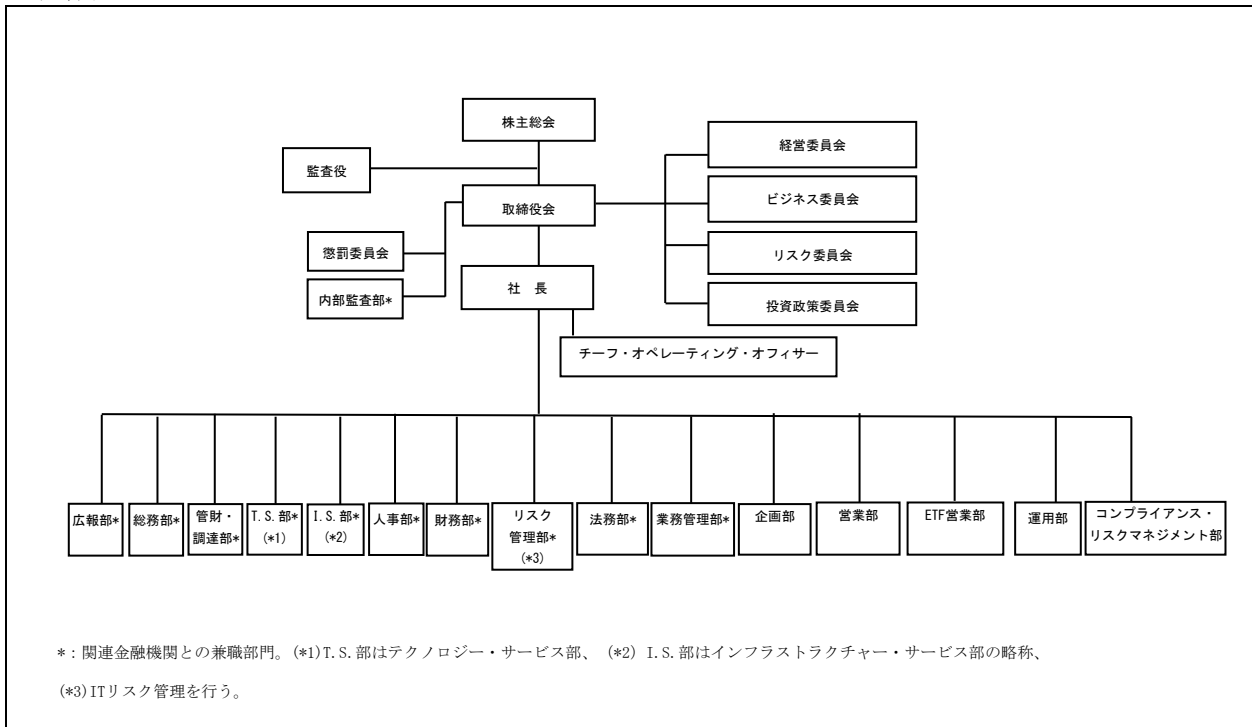
投資顧問・投信部門兼任者 11 名、平均経験年数 19 年 1 カ月

内 調査スタッフ数 1 名、平均経験年数 14 年 2 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 16 名

CFA協会認定証券アナリスト数 3 名

<組織図>



6. 投資一任契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年4月1日～2021年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0.0%	
下記①に該当する法人との取引	ステート・ストリート銀行東京	0.0%	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	オーストラリア・ニュージーランド銀行	11.8%	
	パークレイズ銀行東京	11.2%	
	ゴールドマンサックス証券	11.1%	
		. %	
下記③に該当する法人との取引	該当なし	. %	
		. %	
		. %	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	27	30,478,723	-	-
		私的年金	24	136,419	-	-
		その他	17	150,233	-	-
		計	68	30,765,375	-	-
	個人		-	-	-	-
	国内 計		68	30,765,375	-	-

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	31	2,622,187	-	-
		計	31	2,622,187	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		31	2,622,187	-	-

総合計			99	33,387,562	-	-
-----	--	--	----	------------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	8	2	-	18	18	43	-	4	6
金額	145,651	1,285,645	-	46,856	2,693,412	28,569,363	-	504,468	142,168

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	7	30	2	28	8	24
構成比(%)	7.1	30.3	2.0	28.3	8.1	24.2
金額	2,263	66,111	14,903	656,786	641,883	32,005,616
構成比(%)	0.0	0.2	0.0	2.0	1.9	95.9

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

弊社は、ステート・ストリート・グループの資産運用部門であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（SSGA）の東京拠点です。ステート・ストリート・グループは1792年に米国ボストンで設立されたステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ステート・ストリート銀行）を母体企業としています。SSGAは約397兆円¹⁾の運用資産を有する世界最大級の運用機関です。弊社は、SSGAの東京拠点として1998年より営業を開始、2021年3月末現在、運用資産総額は約34兆円（投資信託を含む）に達しています。日本および海外市場に精通した幅広い知識と経験を備えた投資運用の専門家が、グループ内の海外運用拠点と連携しながら、そこに蓄積された豊富な運用に関するノウハウやインフラを活用することによって、個々の投資家のニーズに合致した革新的な資産運用のソリューションをお客様に提供しています。

1) グローバル・ベースの運用資産残高には、約603.3億ドル（2021年3月末現在）のステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンド・インベスティブーズ, LLC (SSGA FD) が営業を行なっているSPDRの残高を含みます。SSGA FDはSSGAの関連会社です。

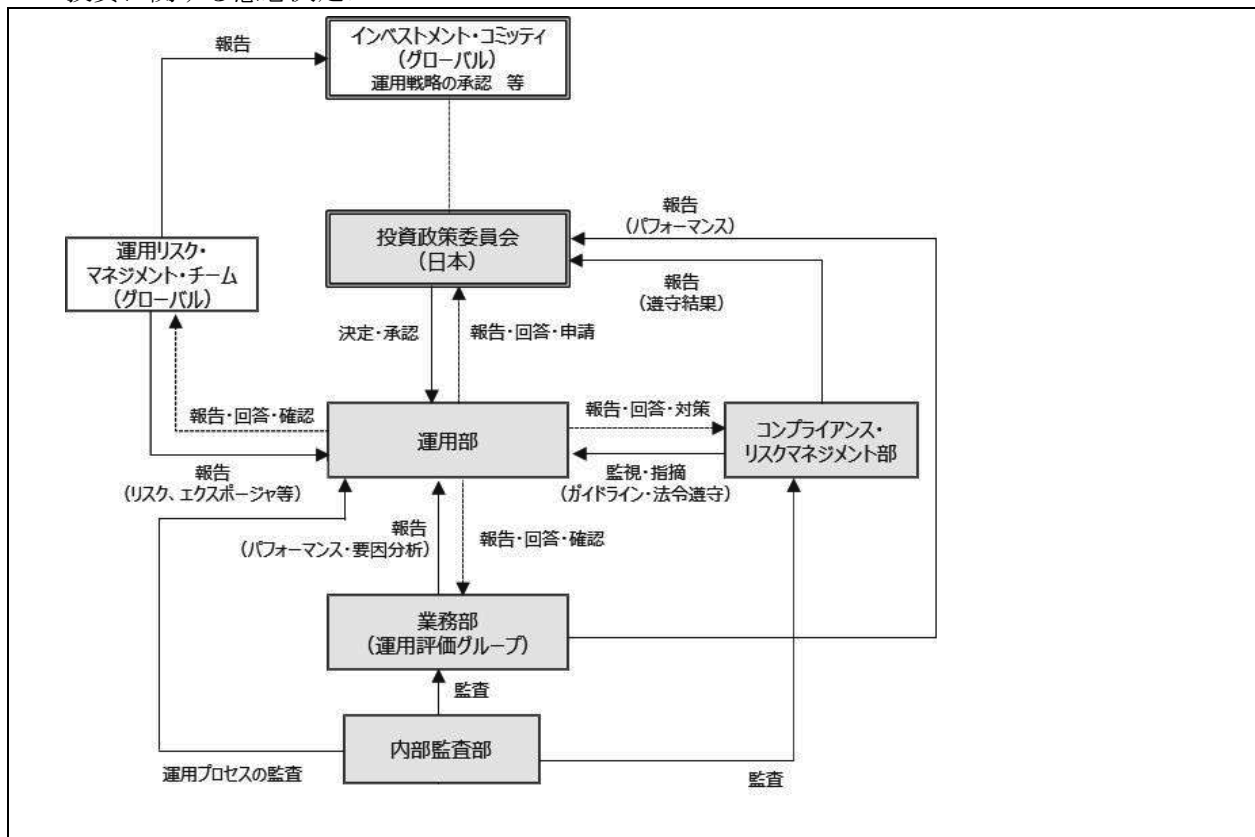
<投資哲学>

SSGAは、お客様の運用目標を達成するための最良のソリューションを提供し、お客様との戦略的パートナーシップを構築することを目指しています。そのために、多様な資産クラスや、パッシブ、スマート・ベータ、エンハンスト、アクティブといった異なるスタイルに対応した幅広い運用能力をソリューションのツールとして用意しています。その上で、テクノロジーと運用の専門家がお客様との密接なコミュニケーションを通してニーズを的確に把握し、適切な運用手法を選定した上で、継続的かつ効率的に運用を実行することが重要であると考えています。

<運用プロセス>

一貫した意思決定プロセスの下で規律ある運用を行います。SSGAのグローバルネットワークに蓄積された豊富な情報データおよび経験によって培われた技術と先端テクノロジーをポートフォリオ運用に活用することで、効率的かつ柔軟性に優れた運用プロセスを適用します。

9. 投資に関する意思決定プロセス



10. 運用受託報酬・投資助言報酬

報酬体系（投資顧問料率）

基準報酬は投資顧問料算定日における投資資産の時価総額に以下の表の料率をかけたものとしますが、契約資産の投資対象・投資制限・運用方法・契約期間等に応じて個別に協議させていただき、報酬料率等を取り決めさせて頂くこともございます。（元本ベースによることも可能です。）

下記にパッシブ運用戦略を例示致します。別途消費税がかかります。

株式

	国内株式		外国株式	
	助言 (%)	一任 (%)	助言 (%)	一任 (%)
50億円以下の部分	0.13 (税抜)	0.18 (税抜)	0.16 (税抜)	0.23 (税抜)
50億円超100億円以下の部分	0.11 (税抜)	0.13 (税抜)	0.14 (税抜)	0.18 (税抜)
100億円超200億円以下の部分	0.09 (税抜)	0.11 (税抜)	0.12 (税抜)	0.16 (税抜)
200億円超300億円以下の部分	0.07 (税抜)	0.09 (税抜)	0.11 (税抜)	0.13 (税抜)
300億円超500億円以下の部分	0.06 (税抜)	0.07 (税抜)	0.08 (税抜)	0.10 (税抜)
500億円超の部分	0.05 (税抜)	0.06 (税抜)	0.07 (税抜)	0.08 (税抜)

債券

	国内債券		外国債券	
	助言 (%)	一任 (%)	助言 (%)	一任 (%)
50億円以下の部分	0.11 (税抜)	0.16 (税抜)	0.15 (税抜)	0.21 (税抜)
50億円超100億円以下の部分	0.09 (税抜)	0.11 (税抜)	0.11 (税抜)	0.16 (税抜)
100億円超200億円以下の部分	0.07 (税抜)	0.09 (税抜)	0.09 (税抜)	0.14 (税抜)
200億円超300億円以下の部分	0.06 (税抜)	0.07 (税抜)	0.08 (税抜)	0.11 (税抜)
300億円超500億円以下の部分	0.05 (税抜)	0.06 (税抜)	0.07 (税抜)	0.09 (税抜)
500億円超の部分	0.04 (税抜)	0.05 (税抜)	0.06 (税抜)	0.07 (税抜)

また、基準報酬とは別に成功報酬を採る事もございます。契約資産の投資対象・投資制限・運用方法・契約期間等に応じて個別に協議させていただくことも出来ます。

11. その他、特記事項

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ

ステート・ストリート・グループの資産運用部門であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(SSGA)は、機関投資家向け運用機関の運用資産額世界第3位の(P&I誌)、世界でも屈指の資産運用機関です。母体企業であるステート・ストリート銀行は、1792年に米国ボストンに設立された歴史と伝統のある金融機関であり、卓越した財務内容と高い格付けを有しています。

SSGAは世界10ヶ所の運用拠点を通じ年金を含む投資家の皆様に、多種多様な資産クラス、投資手法、スタイルを網羅する投資戦略と包括的ソリューションを提供しています。SSGAの運用は、高度なテクノロジーに支えられた運用インフラを使用し、効率的かつ透明性をもった規律ある独自の投資プロセスを適用することによって、明確で検証可能な付加価値の創造を目指しています。

世界におけるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの実績

- 機関投資家向け運用機関の運用資産額 世界第3位¹⁾
- 米国における機関投資家向け非課税資産運用額 全米第3位¹⁾

1) (ペンション&インベストメント誌2021年5月31日号)

(参考) ステート・ストリート銀行

- 世界最大級のカストディー銀行（預かり資産等約 4,449 兆円：2021 年 3 月末現在）
- 世界 100 以上の市場を網羅するカストディー・ネットワーク

会社名	ステート・ストリート信託銀行株式会社				
所在地	〒 105-6325 東京都港区虎ノ門1丁目23番1号				
電話	(03) 4530-7200	ファックス	(03) 4530-7300		
	HPアドレス				
代表者	最高経営責任者兼代表取締役社長 栗生澤 太郎				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長（登金）第648号		登録年月日	平成23年2月10日	
協会会員番号	012-02828				
業務開始年月	昭和61年4月1日		資本金	2,510,000 千 円	
作成部署	コンプライアンス部		電話	(03) 4530-7522	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	1. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
本社	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目23番1号

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
ステート・ストリート・インターナショナル・ホールディングス	100%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年3月期	-	10,624	2,844	2,005	16,218
2020年3月期	-	14,475	6,615	4,356	18,569
2019年3月期	-	15,626	7,714	5,071	19,283

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 2 名

②運用業務従事者数 2 名

内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 12 年 6 ヶ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 ヶ月

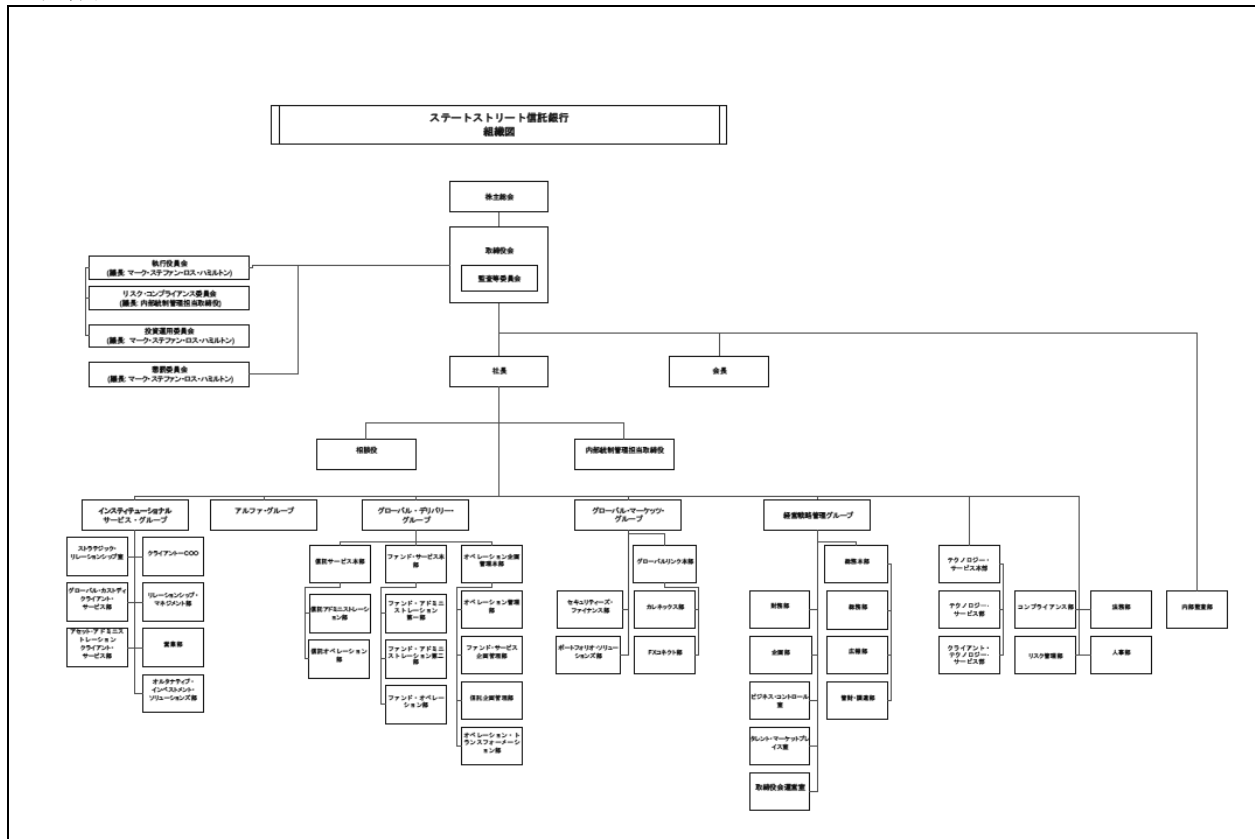
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 ヶ月

内 調査スタッフ数 名、平均経験年数 年 ヶ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年4月1日～2021年3月31日

当事業年度において実績はございません。

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	—	—	—	—
		私的年金	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—
		計	—	—	—	—
	個人		—	—	—	—
	国内 計		—	—	—	—

海外	法人	年金	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—
		計	—	—	—	—
	個人		—	—	—	—
	海外 計		—	—	—	—

総合計			—	—	—	—
-----	--	--	---	---	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、__件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	一件 —百万円
欧州	一件 —百万円
アジア	一件 —百万円
その他	一件 —百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—	—	—

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	構成比(%)	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
金額	構成比(%)						

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

当社の投資一任業務は、当社独自の運用戦略によるものではなく、投資家による運用委託先の変更を円滑に行うトランジション・マネジメントサービスです。トランジション期間中は一つの信託口座に投資家の財産を集約して管理し、当社が運用の判断を行います。売物は解約される運用機関が保有していた銘柄・数量であり、買物は新規に採用される運用機関の保有予定銘柄・数量です。当社は自己の財産を運用しておらず、顧客情報を利用して自社の運用を有利に行うことはありません。また、売買発注は、海外のステート・ストリート・グループ会社の証券取引部門に発注され、これに伴う執行手数料は、投資一任契約に明記されます。顧客の意向により、トランジション・マネジメント期間中の資産効果を維持するため、また、為替リスクを回避するために、デリバティブ（先物取引と先渡し取引）を使用することもあります。

9. 投資に関する意思決定プロセス

顧客勧誘の際は、投資一任契約の内容等について事前に十分な説明を行い、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク判断能力に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に即した適正な勧誘を行うことを社内規程で定めており、個別の案件は事前に当社の投資運用委員会において承認された上で契約が締結されます。また、当該投資運用委員会では、トランジション・マネジメント開始前において、顧客から了承を得た業務執行計画が顧客の運用ガイドラインに合致していることの確認、トランジション・マネジメント終了後においては、顧客の保有していた銘柄以外の銘柄の売りや保有予定の銘柄以外の銘柄の買いが無かったことの確認が行われます。

顧客に対して書類・頒布物等を交付する場合には当該行為が広告等に該当するか否か、またその内容についてコンプライアンス部による事前審査を受けることとしております。広告に該当する場合は、関係法令諸規則等及び当社社内規程を遵守し、法定表示事項が記載されているか、重要事項について説明がされているか、誤解を招く表現を用いていないか等に留意し作成されます。

また、「法人関係情報管理規程」を定め、かかる情報を取得した際の報告、取扱い方法、禁止行為等を規定するとともにグローバルポリシー及び社内規程「役職員証券取引規程」において、役職員による有価証券の保有報告及び売買の事前承認、定期的な取引状況の確認等を行っております。さらに、取引のモニタリングとして、コンプライアンス部が営業部門における電話の会話やメール/チャット・メッセージのモニタリングを定期的に行っております。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

お客様との契約ごとに協議のうえ、決定させて頂いております。

11. その他、特記事項

会社名	株式会社ストラテジックキャピタル				
所在地	〒 150-0011 東京都渋谷区東3-14-15M0ビル6F				
電話	03-6433-5277	ファックス	03-6433-5265		
		HPアドレス	https://www.stracap.jp/		
代表者	代表取締役 丸木 強				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第2786号		登録年月日	平成26年6月25日	
協会会員番号	012-02665				
業務開始年月	平成24年12月		資本金	99百万円	
作成部署	コンプライアンス部		電話	03-6433-5277	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務 3. 法第2条第8項第14号に係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務 ④. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
丸木 強	75.0%		
加藤 楠	25.0%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年8月期	880	880	4	3	62
2019年8月期	137	137	0	1	60
2018年8月期	342	342	0	0	59

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 10 名

②運用業務従事者数 4 名

内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 26 年 6 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

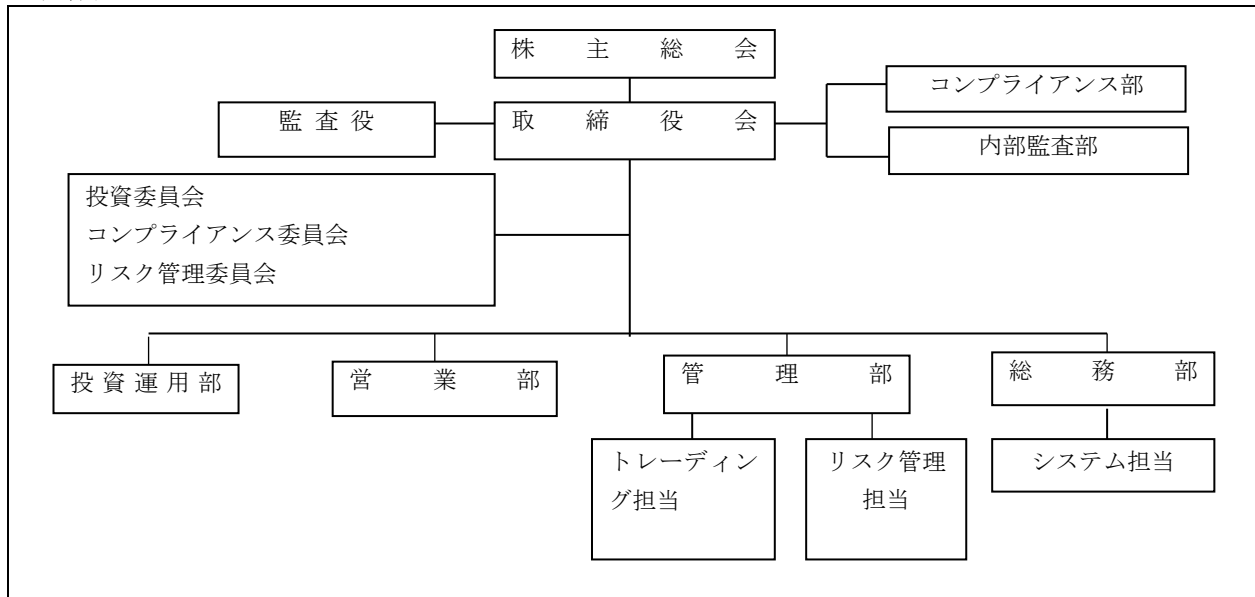
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 1 名、平均経験年数 7 年 0 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 2 名

CFA協会認定証券アナリスト数 2 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2019年9月1日～2020年8月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	立花証券	92.3 %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人		-	-	-	-
	国内 計		0	0	0	0

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	3	24,876	-	-
		計	3	24,876	0	0
	個人		-	-	-	-
	海外 計		3	24,876	0	0

総合計			3	24,876	0	0
-----	--	--	---	--------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	3	-	-	-	-	-	-	-	-
金額	24,876	-	-	-	-	-	-	-	-

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	-	-	3	-	-	-
構成比(%)	0.0	0.0%	100.0%	0.0	0.0	0.0
金額	-	-	24,876	-	-	-
構成比(%)	0.0	0.0%	100.0%	0.0	0.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

原則として、上場している日本企業の株式に投資します。

保有している資産、行っている事業等の価値から、割安と判断される企業の株式に投資します。弊社は、

- ① コーポレート・ガバナンスが悪いことが理由で株価が割安になっている企業が多い。
 - ② したがって、コーポレート・ガバナンスの改善を目指すことで超過リターンが得られる可能性が高い。
- と考えております。

投資後は、株主の立場で投資先企業の経営陣と面談を行います。この際、株主の立場から株主価値を向上させるべく投資先企業の経営陣に提案することがあります。

経営陣が面談に応じない場合、または提案を受入れていただけない場合には、株主総会への株主提案等、会社法上の株主の権利を行使することがあります。

9. 投資に関する意思決定プロセス

全ての検討と決定は、弊社内の投資委員会で行われます。

その保有資産等から、割安と考えられる銘柄群を数値的なスクリーニングで抽出します。そして、スクリーニング上位の個々の銘柄に対して、株主の立場からどのような提案ができるかを検討したうえで、投資銘柄を決定します。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

基本報酬と成功報酬との二種類から成り、顧客との個別の交渉により、以下の方法で決められます。

基本報酬：契約資産額に対して一定率を乗じたもの

成功報酬：年次における契約資産の増加分に一定率を乗じたもの

会社名	スパークス・アセット・マネジメント株式会社				
所在地	〒 108-0075 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス				
電話	03-6711-9200	ファックス	03-6711-9201		
	HPアドレス		https://www.sparx.co.jp/		
代表者	代表取締役社長 阿部 修平				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第346号		登録年月日	平成19年9月30日	
協会会員番号	011-01552				
業務開始年月	平成18年10月		資本金	25億円	
作成部署			電話	03-6711-9200	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	④. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
なし	なし	なし

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
スパークス・グループ株式会社	100%		%
	%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年3月期	5,663	11,596	5,337	3,491	8,681
2020年3月期	5,583	10,710	4,716	3,228	7,689
2019年3月期	5,145	9,586	4,147	2,887	6,961

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 135 名

②運用業務従事者数 35 名

内 ファンド・マネージャー数 15 名、平均経験年数 19 年 2 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

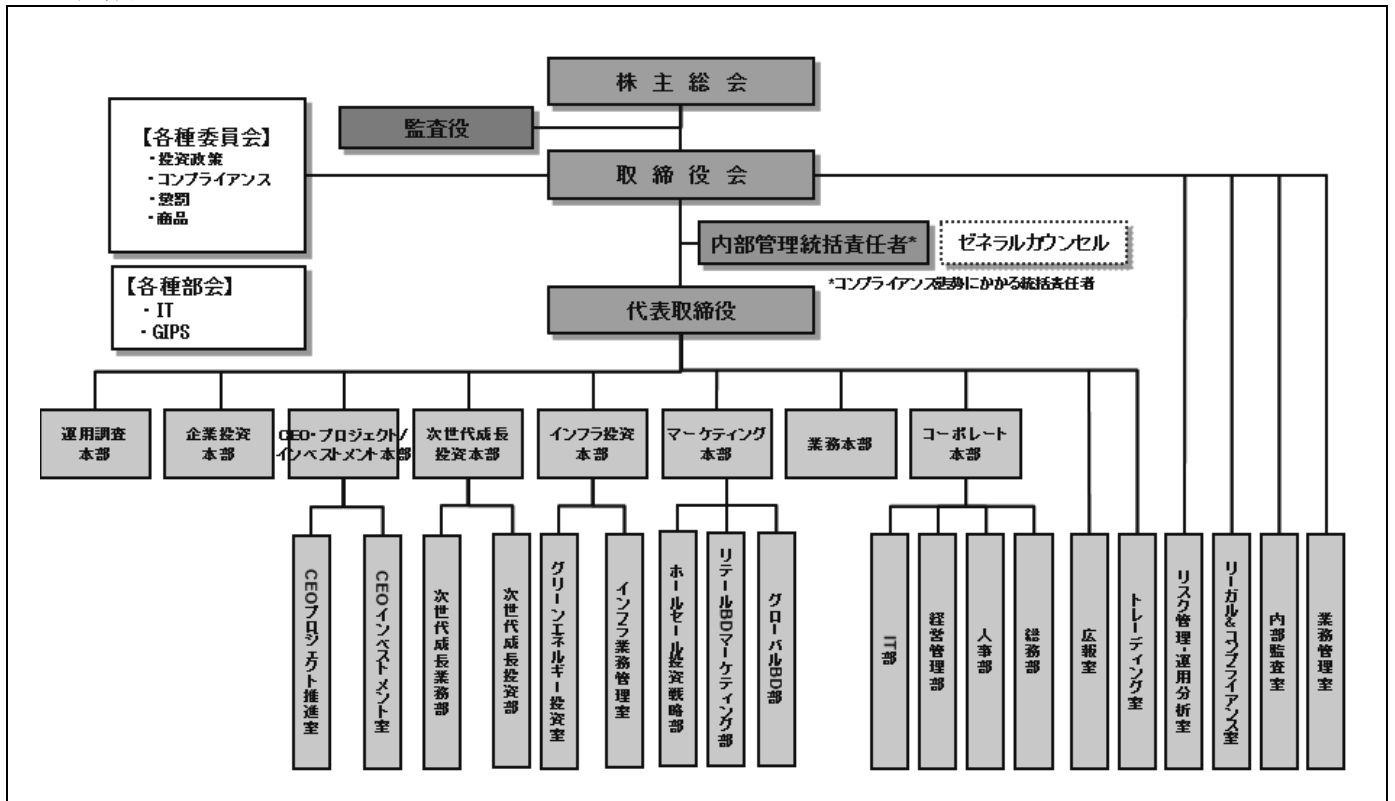
投資顧問・投信部門兼任者 15 名、平均経験年数 19 年 2 カ月

内 調査スタッフ数 17 名、平均経験年数 5 年 10 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 23 名

CFA協会認定証券アナリスト数 5 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年4月1日～2021年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		1. 0%	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	ゴールドマン・サックス証券	14. 9 %	
	SMB C 日興証券	11. 7 %	
	みずほ証券	10. 8 %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	15	42,187	-	-
		その他	13	110,590	-	-
		計	28	152,777	-	-
	個人		-	-	-	-
	国内 計		28	152,777	0	0

海外	法人	年金	1	43,120	-	-
		その他	17	627,193	5	24,863
		計	18	670,313	5	24,863
	個人		-	-	-	-
	海外 計		18	670,313	5	24,863

総合計			46	823,090	5	24,863
-----	--	--	----	---------	---	--------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、6件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	1 件 43,120 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	33	-	9	1	-	-	-	-	3
金額	635,099	-	90,319	85,929	-	-	-	-	11,743

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億 円未満	1,000億円以上
件数	11	17	4	8	5	1
構成比(%)	23.9	37.0	8.7	17.4	10.9	2.2
金額	4,771	36,155	28,836	168,939	393,933	190,455
構成比(%)	0.6	4.4	3.5	20.5	4.7	23.1

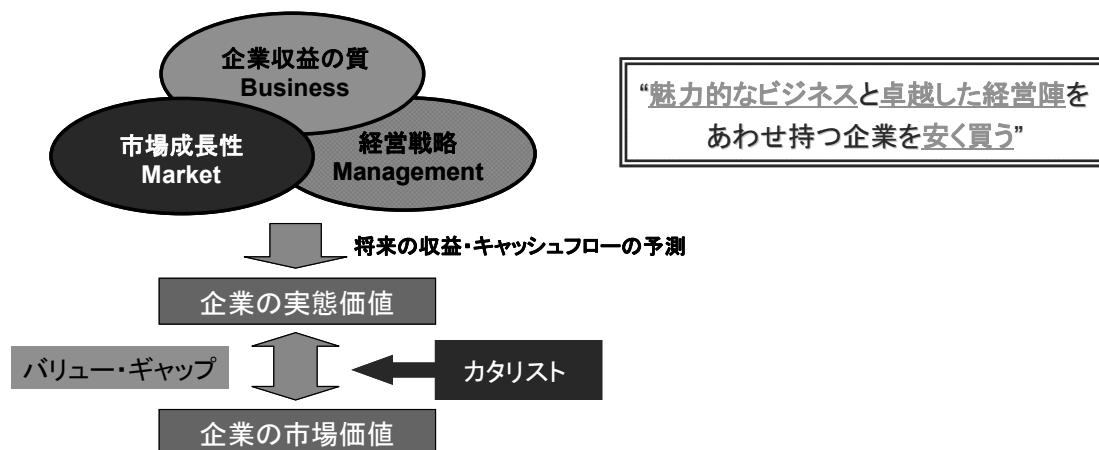
8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

創業以来、全ての戦略において、「マクロはミクロの集積である」という投資哲学を貫き、徹底した自前の個別企業リサーチを行うことにより、投資を実践しております。

投資決定においては自らの調査により計測した企業の実態価値（イントリンジック・バリュー）と現状の市場価格との乖離を捉えることが投資であると考えており、その乖離である「バリュー・ギャップ」が十分にあり、かつそのギャップを埋めるカタリスト（触媒）を見出したときに投資いたします。

実態価値の計測においては、今後の収益の成長等に加え、資産、キャッシュフロー等を幅広く勘案することから、グロース投資にもバリュー投資にも当てはまらないと思われます。

当社は徹底したボトム・アップリサーチの手法により、長期的かつ安定的なリターンを目指しております。



9. 投資に関する意思決定プロセス

日々のリサーチ活動を通して見出された投資仮説を日次・週次のミーティングで議論し、調査計画を立てます。時には株価変動やファクターによるスクリーニング等により、リサーチ対象銘柄を絞り込むこともあります。そして調査結果に加えて、保有銘柄・投資対象銘柄の周辺調査なども経て、投資ユニバースとして数百銘柄を選定致します。

これらの投資ユニバースの中から、より深い追加調査と複数のアナリスト（ファンド・マネージャー）によるクロスリサーチや分析結果の精査を経て、投資候補銘柄を絞り込みます。その後、流動性・運用目標ガイドライン・規制等を勘案し、運用担当者が最終判断を下します。

ファンドの運用状況については、原則月2回、投資政策委員会を開催し、パフォーマンス評価と運用計画の議論を行います。また、リスク管理部門、コンプライアンス部門より留意事項等があれば報告を受け議論致します。運用状況、パフォーマンス評価は取締役会へ共有され、必要に応じて問題点等を議論し、パフォーマンス向上を図ります。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

1. 契約資産に基づく助言契約に対する報酬

基本的には下記2種類の報酬体系の内でいずれかもしくは組合せにより顧客との協議に基づき決定致します。

A. 定率方式

顧客の契約資産（1億円以上）を一定の期日に時価評価した金額に一定料率を乗じて算出します。料率は年率2.2%（税込）を上限としますが、運用方法等特段の事情により前記料率の範囲内で顧客と協議のうえ決定することがあります。

B. 成功報酬方式

顧客の契約資産（1億円以上）を契約期間内のある一定期間経過後において時価評価し、純利益（売買手数料プラス有価証券取引税を除く利益、及び契約満了日終値で算出した時価の評価益も含みます。）が発生した場合にその純利益の一定の割合を報酬とします。但し、当該時点において純利益の発生していない場合はいただきませ

ん。成功報酬の割合については、純利益の22.0%（税込）を上限としますが、運用方法などの違いにより前記料率の範囲内で顧客と協議のうえ決定することがあります。

2. 契約資産に基づかない助言のみに対する報酬

成功報酬方式

年間を通じて投資助言の対象となった取引において実現益が発生した場合、その22.0%（税込）を売却代金より徴収することを基本としますが、運用方法等の違いにより前記の範囲内で顧客と協議のうえ決定することがあります。

3. 投資一任契約に対する報酬

下記2種類の報酬体系の内ですれかもしくは組合せにより顧客との協議に基づき決定致します。

A. 定率方式

顧客の契約資産（1億円以上）を一定の期日に時価評価した金額に一定料率を乗じて算出します。料率は年率2.2%（税込）を上限としますが、運用方法等特段の事情により前記料率の範囲内で顧客と協議のうえ決定することがあります。

B. 成功報酬方式

顧客の契約資産（1億円以上）を契約期間内のある一定期間経過後において時価評価し、純利益（売買手数料プラス有価証券取引税を除く利益、及び契約満了日終値で算出した時価の評価益も含みます。）が発生した場合にその純利益の一定の割合を報酬とします。但し、当該時点において純利益の発生していない場合はいただきません。成功報酬の割合については、純利益の22.0%（税込）を基本としますが、運用方法などの違いにより前記料率の範囲内で顧客と協議のうえ決定することがあります。

尚、当社海外関連会社と締結する助言契約及び投資一任契約（再委託契約を含む）につきましては、当社海外関連会社間で協議の上、決定することといたします。

11. その他、特記事項

1989年、「世界で最も信頼・尊敬されるインベストメント・カンパニー」を目指して創業しました。

創業期より徹底したボトム・アップリサーチをベースとして中小型株投資戦略に始まり、現在ではロング・ショート投資戦略、長期厳選投資戦略等の幅広い商品を取り揃えています。また、これら日本株式投資で培った運用力を、「アジア株式」、「実物資産」、「プライベート・エクイティ」といった新しい投資に繋げ更なる成長を目指しております。

1989年 7月	中小型株への投資に専門性を持つ投資顧問会社として、東京都港区にて業務開始。
2000年 3月	証券投資信託委託業の認可を取得。本社を東京都品川区大崎に移転。
2001年12月	JASDAQ市場に株式上場。
2006年 4月	持株会社移行準備のため、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）の子会社としてスパークス分割準備株式会社（現スパークス・アセット・マネジメント株式会社）を設立。
2006年10月	会社分割によりスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）は持株会社へ移行。スパークス・アセット・マネジメント株式会社は投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業を同社より承継。
2010年7月	スパークス・アセット・マネジメント株式会社とスパークス証券株式会社（両社共にスパークス・グループ株式会社の100%子会社）が、スパークス・アセット・マネジメント株式会社を存続会社として合併。
2012年5月	本社を東京都品川区東品川に移転。
2016年6月	本社を東京都港区港南に移転。

※上記は、スパークス・グループ株式会社（旧スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社）とスパークス・アセット・マネジメント株式会社の沿革を併記しております。

会社名	セイリュウ・アセット・マネジメント株式会社		
所在地	〒 107-0052 東京都港区赤坂二丁目20番19号 AKASAKA SUGAI BLDG. 2階		
電話	03-5575-5821	ファックス	03-3505-5516
	HPアドレス www.seiryuam.com		
代表者	代表取締役社長 吉田 琢磨		
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第2400号 登録年月日 平成22年 5 月27日		
協会会員番号	012-02414		
業務開始年月	平成21年 7 月 7 日	資本金	1.50億円
作成部署	コンプライアンス部	電話	03-5575-5826

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
主な営業所	本社	東京都港区赤坂二丁目20番19号AKASAKA SUGAI BLDG. 2階
子法人等	無	
提携企業	無	

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
吉田 琢磨 (普通株主)	40.0%	飯高 一郎 (普通株主)	42.5%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況 (直近3年度分)

(単位: 百万円)

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年6月期	818	818	53	45	143
2020年6月期	651	651	16	13	98
2019年6月期	685	685	16	13	84

5. 組織 (証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載)

①役職員総数 19 名

②運用業務従事者数 9 名

内 ファンド・マネージャー数 7 名、平均経験年数 29 年 6 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

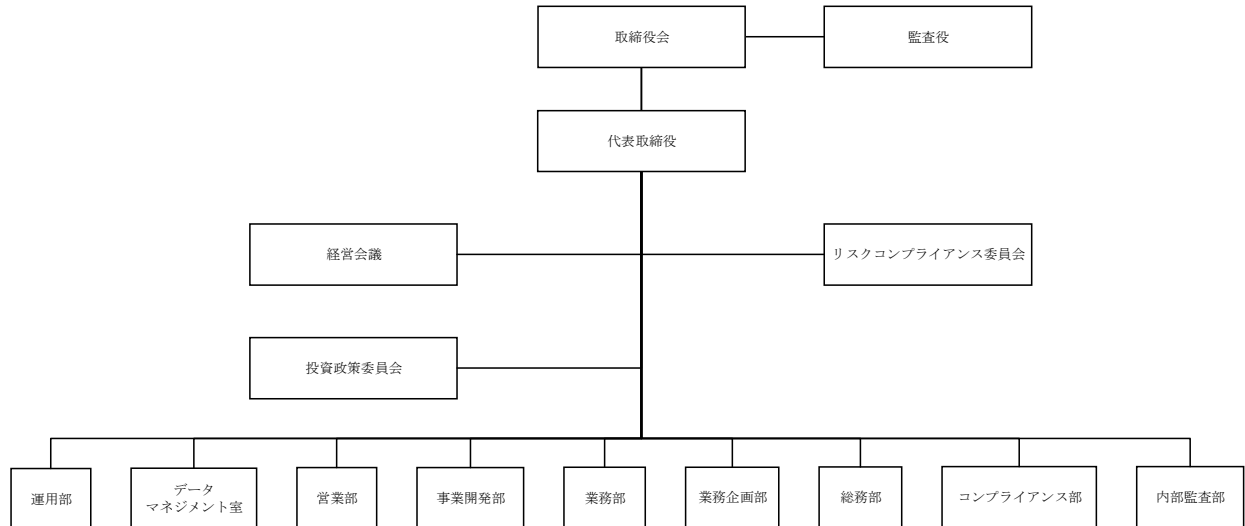
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 2 名、平均経験年数 16 年 5 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 4 名

CFA協会認定証券アナリスト数 2 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2019年7月1日～2020年6月30日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0.0%	該当なし
下記①に該当する法人との取引		0.0%	該当なし
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	Cowen Execution Services	40.5%	
	Nomura	10.9%	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引		0.0%	該当なし
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	3	32,134	-	-
		私的年金	51	124,609	-	-
		その他	7	9,107	-	-
		計	61	165,850	-	-
	個人		-	-	-	-
	国内 計		61	165,850	-	-

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	1	859	-	-
		計	1	859	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		1	859	-	-

総合計			62	166,708	-	-
-----	--	--	----	---------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	7	0	13	3	3	31	-	-	5
金額	21,916	0	9,757	46,127	5,743	75,178	-	-	7,987

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

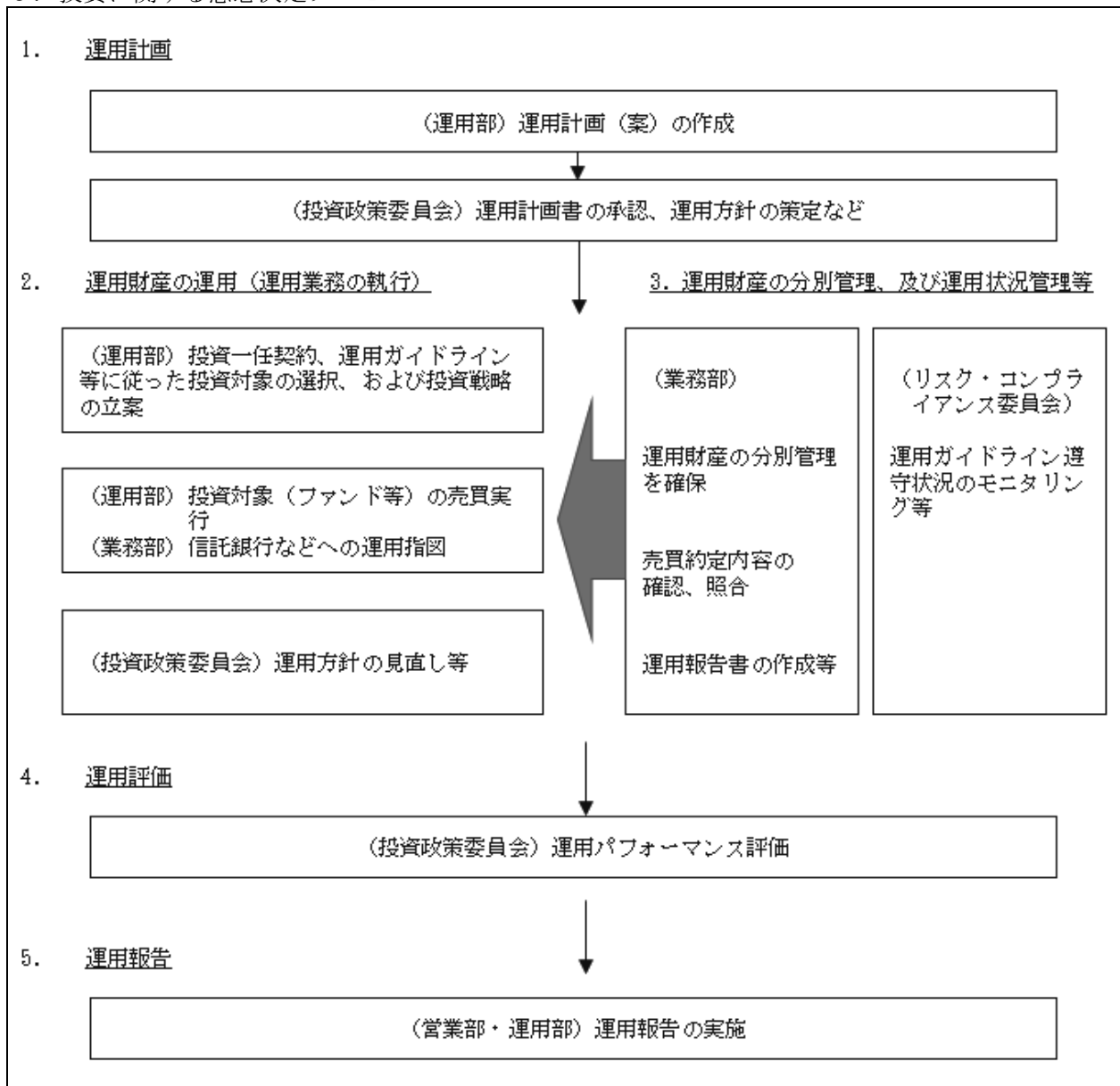
（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	31	24	2	5	-	-
構成比(%)	50.0	38.7	3.2	8.1	-	-
金額	14,318	64,800	10,353	77,237	-	-
構成比(%)	8.6	39.9	6.2	46.3	-	-

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

- 国内外の広範な情報ネットワークを利用し、世界の良質な投資機会へのアクセスを切り開くことをミッションとしています。候補となる運用戦略に関しましてはデューデリジェンスを行い、お客様のポートフォリオのリスク・リターンプロファイル向上に寄与しうると判断した場合には、投資一任契約をもとに戦略をご説明の上、組入れを行います。組入れた後も運用者との綿密なコミュニケーションを行い、定期的にお客様へのご報告を行います。
- 運用戦略の選別に当たっては以下の九点に着目しています。①リターンの源泉となる投資機会の存在、②明確な運用スキルの確認、③強い職業倫理とプロフェッショナリズム、④優良な投資機会を迫及する適切な運用規模、⑤マネジメントによる明確なオーナーシップ、⑥卓越した運用実績及び運用経験、⑦安定的で強力な運用体制、⑧長期的な信頼関係の構築、⑨円滑なコミュニケーションの確保

9. 投資に関する意思決定プロセス



10. 運用受託報酬・投資助言報酬

支払の対象となる期間に係る受託資産の時価資産平均残高に対して、原則として、0.30%～1.00%（消費税別）を乗じて算出します。この料率は運用方法その他に応じて、お客様との個別協議により異なった料率が適用されることがあります。

尚、受託資産に投資信託等を組入れた場合には、当社の投資顧問報酬以外に当該投資信託等の運用報酬が投資信託等の資産から控除されます。投資信託等の運用報酬は投資信託等の内容により、変動するため事前に表示することができません。

会社名	セキュリス・インベストメンツ・ジャパン株式会社				
所在地	〒 100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービル21階				
電話	03-6634-8431	ファックス	03-6634-8435		
	HPアドレス				
代表者	代表取締役 星野 裕子				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長（金商）3049号		登録年月日	平成30年3月30日	
協会会員番号	012-02822				
業務開始年月	平成30年5月25日		資本金	1,500万円	
作成部署	コンプライアンス部		電話	03-6634-8434	

1. 業の種別

投資運用業 (適格投資家向け)	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
投資助言・代理業	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
Securis Investments Limited	100.00%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年3月期	16	91	17	12	27
2020年3月期	14	98	16	12	36
2019年3月期	8	87	10	8	25

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 5 名

②運用業務従事者数 1 名

内 ファンド・マネージャー数 1 名、平均経験年数 16 年 5 ヶ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 月

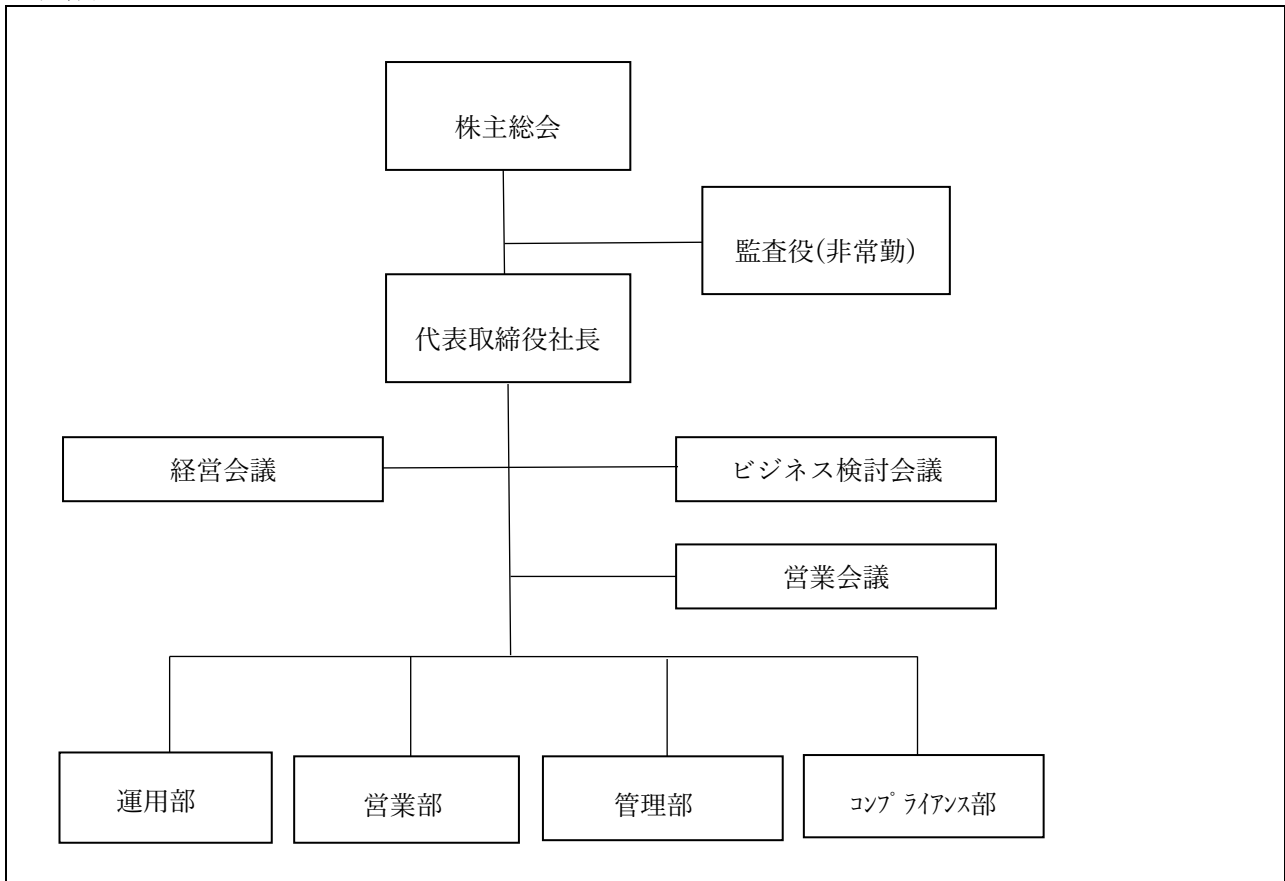
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 月

内 調査スタッフ数 名、平均経験年数 年 月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 1 名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年4月1日～2021年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		— %	
下記①に該当する法人との取引			
下記②に該当する法人との取引	Citco Fund Services (Ireland) Limited	100.0%	Administrator of the Fund
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	—	—	—	—
		私的年金	6件	6,779	—	—
		その他	—	—	—	—
		計	6件	6,779	—	—
	個人		—	—	—	—
	国内 計		6件	6,779	—	—

海外	法人	年金	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—
		計	—	—	—	—
	個人		—	—	—	—
	海外 計		—	—	—	—

総合計			6件	6,779	—	—
-----	--	--	----	-------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	一件 0百万円
欧州	一件 0百万円
アジア	一件 0百万円
その他	一件 0百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	—	—	—	—	—	—	—	—	6件
金額	—	—	—	—	—	—	—	—	6,779

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	2件	4件	—	—	—	—
構成比(%)	33.3%	66.7%	—	—	—	—
金額	1,361	5,418	—	—	—	—
構成比(%)	20.1%	79.9%	—	—	—	—

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

セキュリス・グループは、ロンドンに本拠を置く独立系の運用会社です。保険リンク証券等（保険会社等から保険リスクを受再するために組成されたSPC債その他の有価証券・出資・相対契約等の投資形態を指します。）を主たる投資対象とし、世界各国の機関投資家に対し保険リンク戦略投資（保険リンク証券等の購入により、再保険リスクを実質的に引き受け、再保険料収入を源泉としたリターンを得る戦略をいいます。）に特化した運用戦略を提供しています。また、セキュリス・グループでは、損害保険リスクのみならず、生命保険リスクも投資対象としており、投資家の投資目標、リスク許容度に応じた様々な運用ソリューションを提供しております。

保険リンク証券市場は、保険会社および再保険会社による様々なリスクの移転需要を背景に拡大を続けており、また、伝統的資産（国内外の株式や債券を投資対象とする運用）との相関が極めて低いことから、機関投資家の注目を集めている資産クラスです。セキュリス・グループでは、保険業界におけるネットワーク及びリスク分析、金融工学のスキルを巧みに備えた運用者は、伝統的な（再）保険市場を上回るリスク調整後リターンを、金融市場と極めて低相関により達成できると考えています。

当社の運用手法は、セキュリス・グループが運用又は助言するファンドの情報を元に、各適格投資家の運用方針、特性等から、どのファンドに投資するかを判断し、当該ファンドを購入して運用します。

9. 投資に関する意思決定プロセス

セキュリス・グループと弊社運用部長が協議のうえ、弊社の投資運用指針を決定します。
また、セキュリス・グループは2017年9月に国連投資責任原則（UNPRI）に署名、2019年12月にはESG投資のポリシーの設定を行い、各ファンド・案件のESGリスクを評価しモニタリングしています。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資一任報酬は、原則として、受託資産の額に対して所定の料率を乗じる方法で算出致します。お客様からご提示頂く受託資産の運用に関する運用指針等に基づき、お客様と弊社で協議の上、個別に決定いたします。
また、当該契約に基づき外国籍投資信託を組み入れる場合、外国運用会社に対する運用報酬、投資信託管理・保管会社に対する管理・保管手数料、監査費用他の投資信託運営費用等を間接的にご負担いただきますが、これらの手数料等も個別に決定されるものであり、契約ごとに異なります。

11. その他、特記事項

セキュリス・インベストメンツ・ジャパン株式会社の特色

- ・【保険リンク戦略投資】のみに特化した、ロンドンを拠点とする独立系運用会社であるセキュリス・グループの東京支店。
- ・セキュリス・グループが運用するファンドの組み入れによる保険リンク戦略を提供。
- ・タイムリーな情報提供と投資家に対するきめ細やかなサービスを提供。

会社名 ソラリス・マネージメント株式会社

所在地 〒 103-0026 東京都中央区日本橋兜町6-5 兜町第6平和ビル FinaGATE KABUT03号

電話 03-5847-7721

ファックス

HPアドレス

代表者 代表取締役 戸矢 博明

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第3208号 登録年月日 2020年9月1日

協会会員番号 012-02909

業務開始年月 2020年10月14日

資本金 8500万1円

作成部署 業務管理部

電話 03-5847-7725

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	1. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
戸矢博明	100%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年12月期	0	0	-17	-17	147
年 月期					
年 月期					

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 7名

②運用業務従事者数 5名

内 ファンド・マネージャー数 2名、平均経験年数 22年 6ヵ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 ヵ月

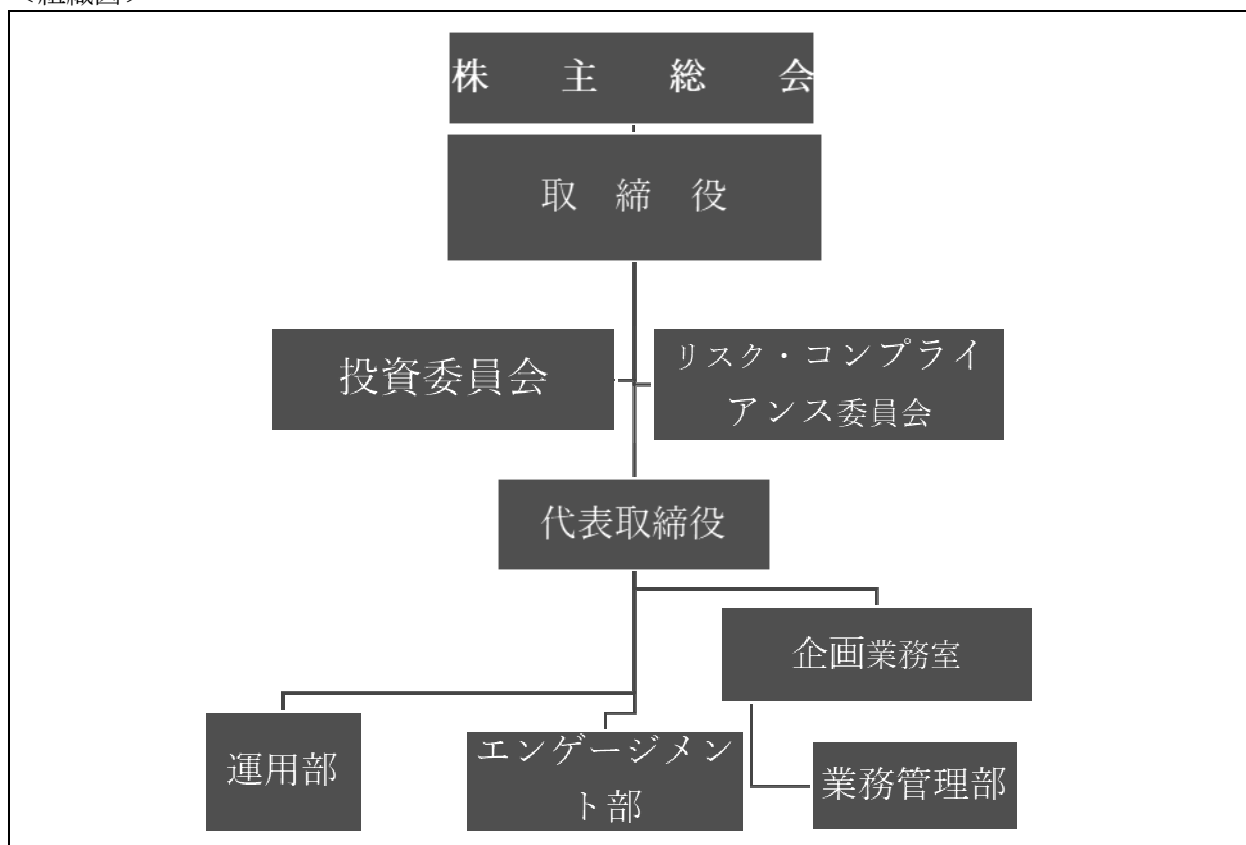
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 ヵ月

内 調査スタッフ数 3名、平均経験年数 6年 7ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 1名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2019年11月29日 ～ 2020年12月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合 該当なし

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	-	-	-	-
	個人		-	-	-	-
	国内 計		-	-	-	-

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	1	980	-	-
		計	1	980	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		1	980	-	-

総合計			1	980	-	-
-----	--	--	---	-----	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	-件 -百万円
欧州	-件 -百万円
アジア	-件 -百万円
その他	-件 -百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	1	-	-	-	-	-	-
金額	-	-	980	-	-	-	-	-	-

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	1	-	-	-	-	-
構成比(%)	100	-	-	-	-	-
金額	980	-	-	-	-	-
構成比(%)	100	-	-	-	-	-

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

運用哲学

- 現代社会が直面する問題の解決に資する事業を持つ企業に優先的に投資します。
- 市場の混乱や一過性のイベントによってミسプライシングが起きている場面、市場価格がディスカウントされており、企業の根源的価値が顕在化する余地がある場面で積極的に投資します。
- スチュワードシップ・コードの精神にのっとり、投資先と真摯に対話します。投資先企業において企業価値の向上に繋がる変化があれば、これを支援します。
- 投資にあたっては、「フィデュシアリー・デューティーを重視する」「中長期的な視点に基づき投資先を評価する」「経営を改善するためのソリューションや糸口を提供する」「経営執行に乗り出すよりも、課題解決を応援・サポートする」「投資先企業にESG時代への早期対応を促す」ことを原則とします。

運用スタイル

- 日本におけるファンディング・ギャップ^(注)への投資
- 個別の会社における価格変動要因を分析し、ミスプライシングに集中投資

（注）ファンディング・ギャップとは、投資家数が少ないため、価格づけが非合理的になりやすい分野をいう。例としては、新興企業である、成長が鈍化している、コーポレート・ガバナンスに課題がある等の理由で、多くの機関投資家から注目を得られず、安値で放置されている企業など

投資対象となるアセット・クラス

- 株式・債券

9. 投資に関する意思決定プロセス

運用の開始に先立ちCIOがリスク・コンプライアンス委員会との間で合意するリスク・ガイドラインに基づき投資委員会が運用方針を策定し、CIOはかかる運用方針に従って投資判断及び発注を行うものとします。リスク・ガイドラインは、CIOが運用することを認められる数値基準を示すもので、セクター、時価総額、エクスポージャー、流動性、ヘッジ等の項目によって構成されます。業務管理部長は、CIOによる運用財産の運用がリスク・ガイドラインや運用方針を遵守して行われているかを、当社の執行管理システム上の記録と取引に係る約定ステートメントを照合する等の方法により、日次で監視します。

ヘッジ戦略

- ・ 企業業績見通しと株式市場の大きな乖離、株式市場の過熱感に対応
- ・ 個別銘柄毎及びポートフォリオ全体の連動性を見て検討
- ・ ヘッジ手法（東証株価指数先物、カスタムバスケット、個別株オプション等）

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

運用受託報酬体制に関しまして、

運用受託報酬は、管理報酬と成功報酬との2種類からなり、投資対象・運用手法等に基づいて決定しております。

管理報酬は、毎月評価日の純資産額に料率を掛けて算定。（月次ベース）

成功報酬は、ハイウオーターマーク方式を採用し、一定水準の超過額に対して料率を掛けて算定。但し、一定水準を超えなければ成功報酬は受領しません。（毎月計算されますが、支払いは年次ベース）

11. その他、特記事項

会社名	SOMPOアセットマネジメント株式会社		
所在地	〒 103-0027 東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号		
電話	03-5290-3400	ファックス	03-3231-7004
	HPアドレス https://www.sompo-am.co.jp/		
代表者	代表取締役社長 小嶋 信弘		
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第351号	登録年月日	平成19年 9 月30日
協会会員番号	第010-00076号		
業務開始年月	昭和61年 4 月 4 日	資本金	15.5億円
作成部署	経営企画部	電話	03-6895-3675

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務 ③. 法第2条第8項第14号に係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務 4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
バックアップオフィス	八重洲バックアップオフィス	東京都中央区八重洲一丁目4番10号 東京建物八重洲仲通りビル 9 階

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
SOMPOホールディングス株式会社	100.0%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年 3 月期	3,361	8,492	1,248	852	3,474
2020年 3 月期	3,408	8,169	876	582	3,217
2019年 3 月期	3,479	8,172	773	529	5,646

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 165 名

②運用業務従事者数 62 名

内 ファンド・マネージャー数 59 名、平均経験年数 14 年 9 ヶ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 1 名、平均経験年数 1 年 1 ヶ月

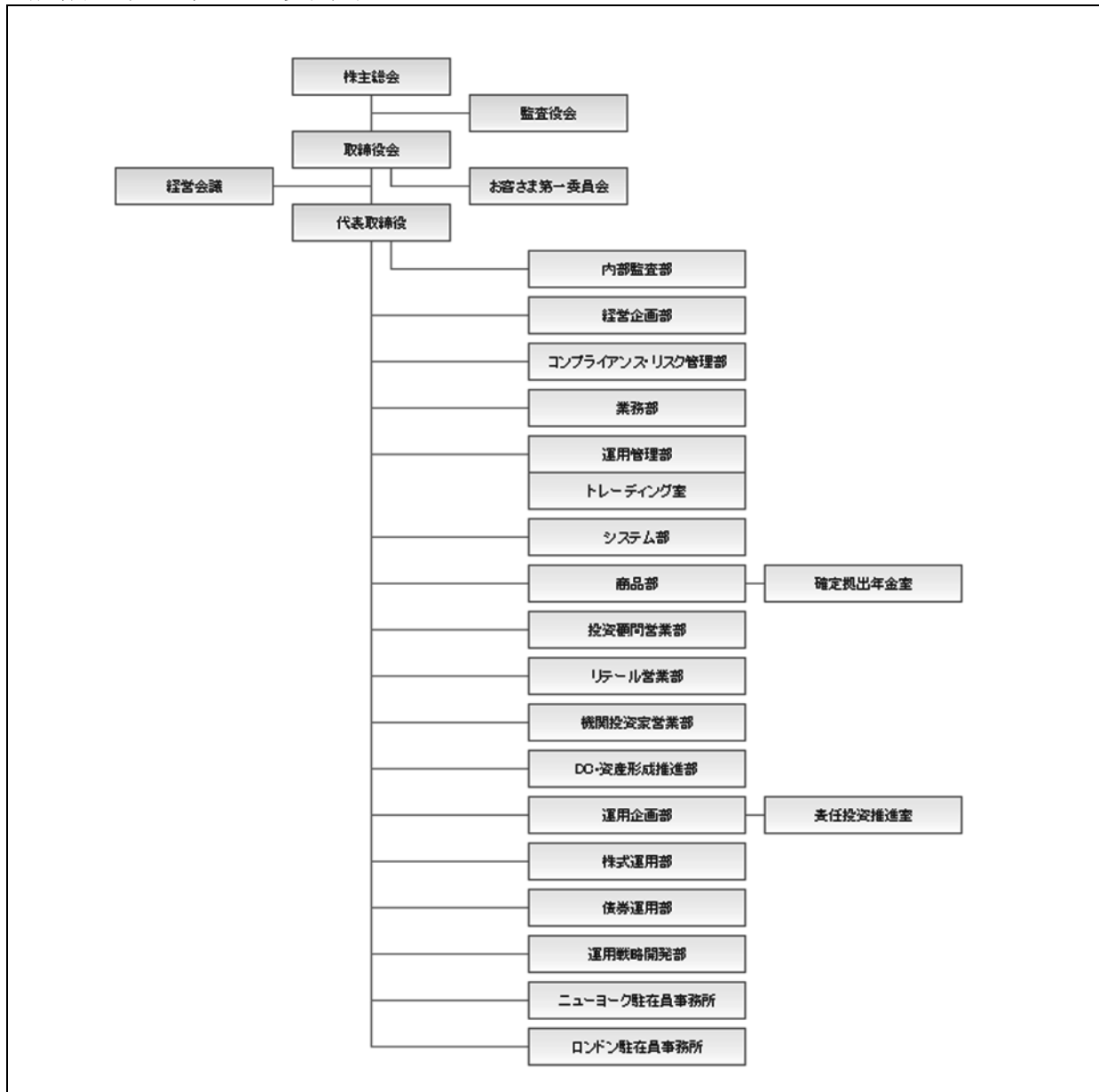
投資顧問・投信部門兼任者 59 名、平均経験年数 14 年 9 ヶ月

内 調査スタッフ数 1 名、平均経験年数 1 年 1 ヶ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 75 名

CFA協会認定証券アナリスト数 14 名

〈組織図（2021年4月1日現在）〉



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年4月1日～2021年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
下記②に該当する 法人との取引	シティバンク銀行	85.7%	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	6	1,331,101	-	-
		私的年金	84	277,919	-	-
		その他	17	392,708	2	833,066
		計	107	2,001,728	2	833,066
	個人		-	-	-	-
	国内 計		107	2,001,728	2	833,066

海外	法人	年金	1	208,038	-	-
		その他	13	230,778	18	232,456
		計	14	438,817	18	232,456
	個人		-	-	-	-
	海外 計		14	438,817	18	232,456

総合計			121	2,440,545	20	1,065,522
-----	--	--	-----	-----------	----	-----------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、20 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	1件 208,038百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	27	3	3	5	1	-	9	35	38
金額	936,026	8,349	1,216	33,500	1,256	-	16,001	982,409	461,788

④契約規模別分布状況（2021年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	42	44	14	11	4	6
構成比(%)	34.7	36.4	11.6	9.1	3.3	5.0
金額	20,293	101,114	96,666	183,586	261,502	1,777,385
構成比(%)	0.8	4.1	4.0	7.5	10.7	72.8

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

＜当社の投資哲学＞

『いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。』

＜当社の自主運用（インハウス運用）＞

当社の自主運用（インハウス運用）は、運用資産の中長期的な本源的価値と実際の市場価格との乖離を投資判断の基準とし、市場で割安な銘柄に投資を行うアクティブ・バリュー・スタイルです。

『資産配分』から『個別銘柄選択』まで、各資産の投資戦略会議で組織的な意思決定を行っています。中長期的に見ても同じ投資哲学、同じ運用手法に基づく安定した運用パフォーマンスが継続できます。

＜当社の外部委託運用＞

当社の外部委託運用は、保険会社の自己資金運用で培ってきた長年の経験が元になっており、外部委託運用のノウハウや目利き力が当社にも引き継がれています。

海外の運用会社商品で特徴のあるプロダクトを積極的に導入し、年金基金やリテール投資家の皆様に提供しています。海外駐在員と担当部署が連携し、デューデリジェンスをはじめ管理・運用を行っています。

9. 投資に関する意思決定プロセス

（運用を外部委託する場合を除く）



10. 運用受託報酬・投資助言報酬

運用受託報酬（年金）

（注）表示は年率・税抜

契約資産額	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券
10 億円までの部分	0.450%	0.250%	0.480%	0.450%
10 億円超 20 億円までの部分	0.350%	0.200%	0.380%	0.350%
20 億円超 30 億円までの部分	0.300%		0.330%	0.300%
30 億円超 50 億円までの部分	0.250%	0.150%	0.300%	0.250%
50 億円超 100 億円までの部分	0.200%	0.100%	0.230%	0.200%
100 億円超 200 億円までの部分	0.150%	0.084%	0.180%	0.150%
200 億円超 300 億円までの部分	0.140%	0.077%	0.165%	0.140%
300 億円超 500 億円までの部分	0.130%	0.074%	0.155%	0.130%
500 億円超 1000 億円までの部分	0.125%	0.070%	0.150%	0.125%
1000 億円超の部分	別途協議	別途協議	別途協議	別途協議

上記は投資顧問料率のうち、代表的な一部を掲載しております。

運用方法等による個別の料率につきましては当社までお問い合わせください。

11. その他、特記事項

～お客さま第一宣言（フィデューシャリー・デューティー）の実践に向けて～

<目指す企業像>

SOMPOアセットマネジメントは、お客さまの中長期的な資産形成に資する最高品質の商品・サービスを提案・提供し、

「日本一お客さまのことを考える資産運用会社」

になることを目指します。

<3つの実現>

当社では、お客さま第一（フィデューシャリー・デューティー）を、

「プロフェッショナルとしてお客さまのことを第一に考える責務」と考えており、その実践として、以下の3つの実現に取り組んで参ります。

1. お客さまの資産形成に一層貢献できる運用力の実現
2. 真にお客さまの視点にたった商品・サービスの実現
3. 上記を実現するガバナンス体制・業務基盤の実現